国会議員関係政治団体の収支報告の手引

令和７年１２月改訂

総務省自治行政局選挙部政治資金課

「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」の改訂に際して

平成１９年１２月の政治資金規正法改正により、国会議員関係政治団体に関する特例等の規定が設けられました。

その後、令和６年６月及び１２月に政治資金規正法が改正され、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等、政治資金監査の強化、国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保、いわゆる政策活動費の禁止、収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実などの規定が設けられ、原則として令和８年分収支報告書から適用されます。

政治資金規正法により、代表者及び会計責任者には収支報告に関し各種の重要な責務が課されていますが、代表者及び会計責任者をはじめとする関係者の方々が、国会議員関係政治団体の政治活動に伴う会計帳簿の記載、収支報告書の作成・政治資金監査・収支報告などの一連の事務処理を行う際の一助となることを願い、この手引を作成しておりますので、是非ご活用下さい。

今回の改訂に当たっては、令和６年６月及び１２月の政治資金規正法改正の内容を反映するとともに、これまでに政治資金適正化委員会から示された見解を追加しています。

令和７年１２月

総務省自治行政局選挙部政治資金課

目次

Ⅰ．はじめに 1
1．政治資金規正法改正の経緯 1
2．手引の使い方 5
3．国会議員関係政治団体の届出 7
4．国会議員関係政治団体の収支報告の流れ 9
Ⅱ．会計帳簿の備付け及び記載 １５
1．会計責任者の領収書等の徴収義務等 １５
2．会計責任者による会計帳簿への記載 １８
3．会計帳簿の締切り ４１
Ⅲ．収支報告書等の作成 ４２
A）概説 ４２
1．収支報告書に記載すべき事項 ４３
2．作成すべき資料 ５７
B）記載方法及び記載例 ７８
1．表紙（様式その１）の記載方法 ７９
2．収支の総括表及び収入項目別金額の内訳（様式その２）の記載方法 ８５
3．機関紙誌の発行その他の事業による収入（様式その３）の記載方法 ８７
4．借入金（様式その４）の記載方法 ９１
5．本部又は支部から供与された交付金に係る収入（様式その５）の記載方法 ９３
6．その他の収入（様式その６）の記載方法 ９７
7．寄附の内訳（様式その７）の記載方法 ９９
8．寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳（様式その８）の記載方法 １０５
9．政党匿名寄附の内訳（様式その９）の記載方法 １０９
10．機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その 10）の記載方法 １１１
11．政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その 11）の記載方法 １１５
12．政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの

の内訳（様式その 12）の記載方法 １１９
13. 住所限定報告書（様式その７の２・様式その８の２・様式その 11 の２・様式その 12 の２）の記載方法 １２１
14. 支出の総括表（様式その 13）の記載方法 １２７
15. 経常経費（様式その 14）の記載方法 １３１
16. 政治活動費の内訳（様式その 15）の記載方法 １３５
17. 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（様式その 16）の記載方法 １５９
18. 資産等の総括表（様式その 17）の記載方法 １６３
19. 資産等の項目別内訳（様式その 18）の記載方法 １６５
20. 不動産の利用の現況（様式その 19）の記載方法 １７１
21. 宣誓書（様式その 20）の記載方法 １７５
22. 領収書等を徴し難かった支出の明細書（第 15 号様式）の記載方法 １７７
23. 振込明細書に係る支出目的書（第 16 号様式）の記載方法 １７９
24. 残高確認書（第 29 号様式）の記載方法 １８１
25. 差額説明書（第 30 号様式）の記載方法 １８５

Ⅳ. 政治資金監査 １８７
１．政治資金監査の対象となる政治団体 １８７
２．登録政治資金監査人 １８７
３．政治資金監査契約の締結 １８８
４．監査事項 １８９
５．政治資金監査に向けた準備 １８９
６．政治資金監査報告書 １９１
７．政治資金監査報告書の提出 １９３

Ⅴ. 代表者による確認書制度 １９５

Ⅵ. 収支報告書等の提出 ２０３
１．収支報告書等のオンライン提出に向けた事前準備 ２０３
２．収支報告書等の提出期限 ２０４
３．収支報告書と併せて提出を要する書面 ２０５

４．収支報告書等の提出方法 ２０５
５．国会議員関係政治団体の解散に係る収支報告書等の提出 ２０６
Ⅶ．会計帳簿等の保存義務等 ２０７
１．会計帳簿等の保存義務 ２０７
２．少額領収書等の写しの開示請求等への対応 ２０９
３．保存義務等の終了 ２１１
（参考）収支報告関係の罰則等 ２１２
１．会計処理、収支報告等に関する罰則 ２１２
２．公民権停止 ２１３
３．収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例 ２１３

○　用語解説

特定寄附、資金管理団体…… ２２
特例上場日本法人…… ２３
国会議員関係政治団体からの寄附…… ２４
政党匿名寄附…… ２５
政治資金パーティー、特定パーティー…… ２５
政治資金関係申請・届出オンラインシステム…… ２０３
収支報告書の提出期限…… ２０４

○　よくあるご質問

寄附の制限等…… ２６
支出項目の分類…… ３４
課税上の優遇措置…… ４９
１件当たりの金額…… ５５
預貯金による政治資金の保管…… ５８
国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等…… ６２
領収書関係…… ６６
事務担当者の氏名…… ８３
動画配信事業…… ８９
本部支部交付金（収入）…… ９５
無償提供を受けた場合…… １０２
政治資金パーティー…… １１３
前払式電子マネーを利用した場合…… １４８
クレジットカードを利用した場合…… １５１
海外でクレジットカードを利用した場合…… １５６
資金前渡し及び立替払いによる場合…… １５７
「渡切りの方法」による「経費の支出」…… １５７
本部支部交付金（支出）…… １６１
「残高証明書」と「預金又は貯金の状況を示す書類」…… １８３
政治資金監査報告書のオンライン提出…… １９３
代表者による確認書制度…… １９８
確認書のオンライン提出…… ２０１

Ⅰ．はじめに

１．政治資金規正法改正の経緯

政治資金規正法は、政治活動の公明を確保するため、政治資金の収支を公開し、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすることを目的とするものであり、これに対する是非の判断は国民に委ねられています。

平成１８年から１９年にかけて、政治資金の使途に関する問題（注１）が大きく取り上げられました。政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成１９年通常国会及び臨時国会においてそれぞれ、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立しました。

（注１）収支報告書の虚偽記載、主たる事務所を議員会館としている資金管理団体の多額の事務所費や光熱水費の計上、事務所費の架空計上、資金管理団体による巨額の不動産取得など

平成１９年１２月の政治資金規正法の改正によって、国会議員が関係する政治団体として、「国会議員関係政治団体」を定義し、

・　収支報告書の支出の明細記載対象項目を人件費以外の全ての項目に拡大
・　収支報告書の支出の明細記載基準額を１万円超まで引下げ

の措置が講じられ、支出の明細について、経常経費（人件費を除く。）か政治活動費かによらず、１件１万円を超える支出は同じように国民の前に明らかにされることとなりました。

また、１件１万円以下の支出（人件費を除く。）についても、少額領収書等の写しの開示制度が創設されました。

加えて、収支報告書に明細の記載を義務付けられていない人件費についても、国会議員関係政治団体はその全ての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査（注２）を受けることが義務付けられ、会計帳簿その他のチェックが行われることとされました。

（注２）登録政治資金監査人による政治資金監査

① 平成１９年１２月の政治資金規正法の改正により、収支報告の適正の確保の観点から国会議員関係政治団体が収支報告書を提出する際に、政治資金監査が義務付けられました。

② 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士とされ、また、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされています。

その後、令和５年から６年にかけて、政治資金パーティー収入の収支報告書への不記載問題（注３）が大きく取り上げられたことを契機に、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、令和６年通常国会及び臨時国会においてそれぞれ、政治資金規正法の改正法案等が議員立法として提案され、各党協議による修正を経て改正法が成立しました。

（注３）いわゆる「派閥」（政治資金規正法第５条第１項第１号に規定する「政策研究団体」）の一部において、開催した政治資金パーティーの収入の一部を収支報告書に記載せず、また、派閥に所属する一部の国会議員の政治団体においても派閥から受け取った寄附の一部を収支報告書に記載していなかったことなど

これらの法改正により、国会議員関係政治団体の範囲が拡充（４ページの③３号団体及び⑤みなし国会議員関係政治団体が追加）されるとともに、登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充が図られ、代表者による確認書制度等が導入されることとなりました。

この結果、国会議員関係政治団体については、収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、以下の特例が設けられています。

- 預貯金による政治資金の保管（令和８年１月１日から）
- 全ての支出に係る領収書等の徴収義務
- 収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細）
- 翌年への繰越しの金額の確認等（令和８年分収支報告書から適用）
- 代表者の監督責任（令和８年１月１日から）
- 代表者による会計帳簿等の随時又は定期の確認（令和８年１月１日から）
- 登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書への政治資金監査報告書の添付
- 代表者による確認及び収支報告書への確認書の添付（令和８年分収支報告書から適用）
- 収支報告書等のオンライン提出義務（令和９年１月１日から）
- 少額領収書等の写しの開示制度
- 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例（令和８年分収支報告書から適用）

国会議員関係政治団体	次の①②③の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び④⑤の政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。） ①　国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体【１号団体】 ②　租税特別措置法第４１条の１８第１項第４号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体【２号団体】 ③　政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）【３号団体】 （注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加され、令和７年１０月１日から届出が始まりました。 ④　政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの【みなし１号団体】 ⑤　国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が１，０００万円以上となった政治団体（１，０００万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）【みなし国会議員関係政治団体】 ・同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計） ・同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額 （注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加されます。 なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

２．手引の使い方

この手引は、国会議員関係政治団体の会計責任者の方をはじめとする会計事務に携わる方々が利用されることを念頭に作成しており、国会議員関係政治団体の政治活動に伴う日々の会計帳簿の記載や領収書等の管理に始まり、収支報告書の提出と少額領収書等に係る情報公開請求への対応に至るまでの事務処理を解説しています。

まず、９ページ以下の「４．国会議員関係政治団体の収支報告の流れ」をご確認いただき、事務全体の流れをつかんでから、必要に応じて各事項の詳細が記載されている部分をご覧いただくことをお勧めします。

また、日々の会計処理のなかで、個別具体の事例に即してご利用いただけるよう意を用いています。収入簿や支出簿などの会計帳簿の記載と収支報告書における記載とは、経費等の性質の分類における考え方は同じですので、日々の国会議員関係政治団体の政治活動に伴う会計帳簿の記載などの際に疑問や不明な点が生じた場合には、７８ページ以下の「Ⅲ．収支報告書等の作成　Ｂ）記載方法及び記載例」の該当箇所を中心にご覧いただくという使い方ができます。

なお、今日の政治資金規正法には長い経緯があり、その基本的な考え方と、平成１９年及び令和６年の改正の意味をご理解いただくことが、より的確な事務処理につながりますので、是非、「Ⅰ．はじめに」「Ⅱ．会計帳簿の備付け及び記載」「Ⅲ．収支報告書等の作成　Ａ）概説」などにもお目通しください。

収支報告の最大の意義は、政治活動の自由との兼ね合いを図りつつ、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにし、これに対する是非の判断は国民に委ねることにより政治資金の明朗化を図ることにあるため、政治団体の政治活動の決算書ともいうべき収支報告書が国民から見て分かりやすく記載されていることが重要です。

現在の収支報告書の支出に係る様式は、支出の目的によってまず大きく経常経費と政治活動費に分かれ、経常経費については経費の性質などに応じて人件費等の４項目が、政治活動費については、その目的に応じて組織活動費等の６項目が

示されています。
　従って、同じ物品の購入でも、その目的などによって分類項目が異なることとなりますが、１万円超の支出であれば、どの項目として扱おうが、人件費を除けば全て収支報告書へ記載しなければならない点では同じとなります。

　この手引は、法令レベルでは規定されていないような支出の記載方法についても、これまでの扱いのなかから国民から見て比較的分かりやすいと思われる代表的な記載方法を示すことに努めました。また、お問い合わせが多い点、注意が必要と思われる点などについては、目に留まりやすいよう工夫しています。
　会計事務に携わる方々の事務処理の一助となることを念願しています。

３．国会議員関係政治団体の届出

(1) 設立届

国会議員関係政治団体が新たに設立された場合、当該国会議員関係政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日（２号団体は、国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から７日以内に、設立届を都道府県の選挙管理委員会（以下、単に「都道府県選管」といいます。）又は総務大臣に提出しなければなりません。

(2) 異動届

国会議員関係政治団体以外の政治団体が、新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、当該国会議員関係政治団体は、その異動の日（２号団体は、国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から７日以内に、異動届を都道府県選管又は総務大臣に提出しなければなりません。

(3) ３号団体に係る届出

令和８年１月１日から、政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）は、国会議員関係政治団体（３号団体）に追加されます。これに該当する政治団体は、令和７年１０月１日から１２月３１日までに異動届を都道府県選管又は総務大臣に提出しなければなりません。

(4) 国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和８年１月１日以降、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書（１３６、１３７ページ参照）で通知する必要があります。

国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において、

① 同一の国会議員関係政治団体（３号団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）

②　同一の３号団体に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額のいずれかに該当する寄附の金額が１,０００万円以上となった当該政治団体は、１，０００万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされ、当該金額が１，０００万円に達することとなった寄附に係る上記の通知を受けた日から７日以内に、国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出を都道府県選管又は総務大臣に提出しなければなりません。

国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等（全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、１万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等）の適用時期については、６２～６５ページ「【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等」を参照してください。

４．国会議員関係政治団体の収支報告の流れ

年 月 日	代 表 者 又 は 会 計 責 任 者 の 事 務 等
Ｎ年 １月１日～	**収支報告書のオンライン提出に向けた事前準備** 令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、国会議員関係政治団体の会計責任者はオンラインによる収支報告書の提出が義務付けられます。 オンライン提出には、総務省の提供する収支報告書等作成ソフトを利用して収支報告書を作成し、政治資金関係申請・届出オンラインシステムで提出いただく必要があります。 初めてオンライン提出する際は、マイナンバーカードを利用した電子申請（公的個人認証方式）又は書面による申請（ID・パスワード方式）が必要ですので、収支報告書の提出期限を踏まえ、時間的余裕をもって利用申請してください。 https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020211 【用語説明】 ・政治資金関係申請・届出オンラインシステム：２０３ページを参照してください。 **会計帳簿の備付け及び記載** **１．会計責任者の領収書等の徴収義務等** 会計経理や収支報告に厳正を期するため、会計責任者等に対し、領収書等の徴収義務が課されています。このため、国会議員関係政治団体の会計責任者等は、１円以上全ての支出の領収書等を徴収しなければなりません。また、国会議員関係政治団体のために寄附を受けた者や支出をした者等は、その明細書等を会計責任者に提出することが義務付けられています。

年 月 日	代 表 者 又 は 会 計 責 任 者 の 事 務 等
	（注意）領収書等の保存 　領収書等を保存する際は、次のような点を前提とした分類整理が必要です。 ・　政治資金監査の対象となっていること ・　領収書等は、支出の項目ごとに分類して保存すること （　収支報告書の添付書類として領収書等（１万円超の支出に係るもの）の写しを提出する際は、支出の項目ごとに分類しなければなりません。 　また、収支報告後の少額領収書等（１万円以下の支出に係るもの）の写しについて開示請求がなされた場合、支出の項目ごとに分類されたものを提出しなければなりません。）
Ｎ年 １月１日～	なお、領収書等を徴し難い事情があったときは、領収書等の写しに代えて、次の事項を記載した徴難明細書を提出する必要があります。 ・　領収書等を徴し難い事情があった旨 ・　支出の目的 ・　金額 ・　年月日 　ただし、領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、支出目的書と金融機関が作成した振込みの明細書（振込明細書）の写しをもって、徴難明細書に代えることができます。 【用語説明】 ・徴難明細書：１７７ページ ・支出目的書：１７９ページ ・振込明細書：６１、６６、１７９ページ ・政治資金監査：１８７～１９４ページ を参照してください。

年 月 日	代 表 者 又 は 会 計 責 任 者 の 事 務 等
Ｎ年 １月１日～	**２．会計責任者による会計帳簿への記載** 会計責任者は、収入や支出について、会計帳簿に必要事項を記載し、政治資金の状況を常に明確にさせておきます。 **３．代表者による会計帳簿等に関する随時又は定期の確認** 代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認する必要があります。 ・　会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 ・　会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 【用語説明】 ・残高確認書：１８１～１８４ページ ・差額説明書：１８５、１８６ページ　を参照してください。 **４．国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の通知** 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で通知しなければなりません。 【用語説明】 ・国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の通知：１３６、１３７ページを参照してください。
１２月３１日	**５．会計帳簿の締切り** １２月３１日（解散等の場合には、その日）現在で（会計帳簿・収支報告書作成ソフト等、ＰＣを利用し作成している場合は、印刷の上、）会計帳簿を締め切り、会計責任者において署名押印します。

年 月 日	代 表 者 又 は 会 計 責 任 者 の 事 務 等
Ｎ＋１年 １月１日～	**収支報告書等の作成** 会計責任者は、会計帳簿に基づき、収支報告書、徴難明細書、支出目的書、残高確認書及び差額説明書を作成します。 **政治資金監査** 会計責任者は、収支報告書、会計帳簿等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けます。 【用語説明】 ・政治資金監査：１８７～１９４ページを参照してください。 **会計責任者による代表者に対する説明** 会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。 **代表者による確認書の交付** 代表者は、会計帳簿等に関する随時又は定期の確認の結果及び会計責任者による代表者に対する説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。 【用語説明】 ・代表者による確認書制度：１９５～２０２ページを参照してください。

年 月 日	代 表 者 又 は 会 計 責 任 者 の 事 務 等
～５月３１日 ※	**収支報告書等の提出** 会計責任者は、５月３１日までに、オンラインにより収支報告書、領収書等の写し等、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書及び代表者から交付された確認書を都道府県選管又は総務大臣に提出又は添付するものとされています。 （※１）令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。 （※２）領収書等の写し等は、オンライン提出義務化の対象ではありませんが、オンラインにより併せて提出できます。 総務大臣又は都道府県選管による 収支報告書の形式審査及びインターネット公表の準備
１１月３０日 までに	**収支報告書の公表** 総務大臣又は都道府県選管は、原則として１１月３０日までに、インターネットを利用する方法により収支報告書を公表します。なお、公表期間は、３年間とされています。
１２月３１日 までに	**収支報告書のデータベースを用いた公表** 総務大臣は、政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中はデータベースを用いた公表を行います。 ※　初年分（令和８年分）は、令和１０年４月１日までに公表が開始されます。

※　１月１日から５月３１日までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、６月３０日まで。

年 月 日	会 計 責 任 者 の 事 務 等
	会計帳簿等の保存義務等 **１．会計帳簿等の保存義務** 会計責任者は、収支報告書が公表された日から３年間、会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書、振込明細書、残高確認書及び差額説明書を保存しなければなりません。 **２．少額領収書等の写しの開示請求等への対応** 何人も収支報告書が公表された日から３年間、次の請求ができます。 ①　収支報告書等の閲覧又は写しの交付 ②　領収書等の写しの開示（１件１万円超） ③　少額領収書等の写しの開示（１件１万円以下） ①・②は既に行政庁に提出済みのものであり、行政庁限りで対応されるものですが、③は収支報告書の公表後、開示請求があって初めて国会議員関係政治団体が提出しなければならないものです。 ③の開示請求があった場合、行政庁から国会議員関係政治団体に対し、少額領収書等の写しの提出命令がなされ、原則として、命令後２０日以内に行政庁に提出しなければなりません。 【用語説明】 ・少額領収書等の写しの開示請求：２０９～２１１ページを参照してください。
Ｎ＋４年 １１月３０日 まで （公表日から ３年間）	**３．保存義務等の終了** ・　国会議員関係政治団体の会計帳簿等の保存義務期間終了 ・　総務大臣、都道府県選管に対し、開示請求等をすることができる期間の終了

Ⅱ．会計帳簿の備付け及び記載

１．会計責任者の領収書等の徴収義務等

政治団体の会計経理は、基本的には、団体の内部事務であり、団体内部で定めた経理処理の方法にしたがって行われるべきものですが、政治資金規正法（以下、単に「法」といいます。）は、その目的である政治資金の収支の公開が適切に行われるよう、会計責任者等に一定の義務を課しています。

(1) 領収書等の徴収義務

法上、領収書等とは、「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」と定義されており、国会議員関係政治団体の会計責任者は、１件１円以上の全ての支出の領収書等を徴収しなければなりません（人件費に係る支出も対象となります。）。

ただし、領収書等を徴し難い事情がある場合には、領収書等の写しに代えて、次の事項を記載した徴難明細書を提出する必要があります。

- 領収書等を徴し難い事情があった旨
- 支出の目的
- 金額
- 年月日

なお、領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、支出目的書と金融機関が作成した振込みの明細書（振込明細書）の写しをもって、徴難明細書に代えることができます。

(2) 第三者の明細書の提出義務等（１７ページ参照）

代表者や会計責任者と意思を通じて、国会議員関係政治団体のために寄附を受けた者や支出をした者等（第三者）には、次のような義務が課されています。

①　収入における法定の手続き

次のような場合に、必要事項を記載した書面を会計責任者に提出しなければなりません。

・　寄附を受けた場合
・　寄附のあっせんをした場合
・　政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした場合

② 支出における法定の手続き

・　１件１円以上の全ての支出の領収書等を徴収しなければなりません。
・　１件１円以上の全ての支出の領収書等、振込明細書を会計責任者に送付しなければなりません。
・　１件１円以上の全ての支出について支出を受けた者の氏名等必要事項を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

第三者が会計責任者に提出すべき書面等

	書面提出が必要な場合	提出期限	提出する書面等	
			書面	書面の記載事項
収入	寄附を受けた場合	７日以内	明細書	・寄附者の氏名、住所、職業 （団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・金額、年月日
	寄附のあっせんをした場合	７日以内	明細書	・寄附者とあっせん者の氏名、住所、職業 （団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・寄附の金額、年月日 ・あっせんに係る金額、集めた期間
	政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした場合	７日以内	明細書	・支払者とあっせん者の氏名、住所、職業 （団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・支払われた対価の金額、年月日 ・あっせんに係る金額、集めた期間
支出	支出をした場合 （領収書等の徴収義務があります。）	直ちに	領収書等	・支出の目的、金額、年月日
			振込明細書	・支出の金額、年月日
		７日以内	明細書	・支出を受けた者の氏名、住所 （団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地） ・支出の目的、金額、年月日

※　上記のほか、資金管理団体である場合に代表者が特定寄附（２２ページ参照）をしたときは、代表者から会計責任者への通知が必要です。

２．会計責任者による会計帳簿への記載

会計責任者は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に把握しておくために、会計帳簿を備え、全ての「収入」、「支出」、「金銭等の運用」について、所定の事項を記載しなければなりません。

会計帳簿を備えない、記載すべきことを記載しない、虚偽の記載をする、といった行為は法に触れることになります。

なお、会計帳簿の種類は、収入簿、支出簿、運用簿の三種類とされています。

(1) 収入簿

① 記載事項

収入簿には、政治団体の「全ての収入」及びその収入を「個人が負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」、「その他の収入」の６項目に分類した上で、それぞれ、２０、２１ページの表にある一定の事項を２７～２９ページの様式の区分に従って記載することとされています。

② 記載しなければならない「収入」とは

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。また、「収入」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

ポイント１

法人その他の団体が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされます。したがって、法による寄附の量的制限や質的制限の対象となります。

ポイント２

利用の実態において､対価を支払うことが社会通念上相当であるようなときに、事務所、労務、物品等を無償提供されている場合においては、これらの対価に相当する金額について、「金銭以外のものによる寄附」を受けたものと考えられるため、会計帳簿や収支報告書に、「寄附」として記載する必要があります。

なお、会社、労働組合等の団体は、政党（政党支部も含む。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならず、また、これに違反してされる寄附を受けることも禁止されていますが、「金銭以外のものによる寄附」もこの規制の対象となります。

収　入　簿　の　記　載　事　項

項　　目		記　　載　　事　　項
個人が負担する党費又は会費		・　件数、金額、納入年月日 ※　法人その他の団体が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされますので、下の「寄附」に区分します。
寄附	寄附（政党匿名寄附以外のもの）	・　寄附者の氏名、住所、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　金額（金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額）、年月日 ・　特定寄附である場合にはその旨（資金管理団体に限られます。）(注1) ・　遺贈による寄附である場合にはその旨 ・　寄附をした者が特例上場日本法人(注2)である場合にはその旨（政党と政治資金団体のみ） ・　寄附をした者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党（政党支部も含む。）又は政治資金団体である場合は不要です。）(注3) ○　寄附のうちあっせんによるものがあるとき 　・　寄附のあっせん者の氏名、住所、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） 　・　寄附のあっせんに係る寄附の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日
	政党匿名寄附(注4)	＜同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに＞ ・　金額の合計額、年月日、場所 （政党と政治資金団体のみ）

機関紙誌の発行その他の事業による収入	・　事業の種類、種類ごとの金額、収入年月日 ・　政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称 ○　政治資金パーティー(注5)の対価に係る収入があるとき ＜政治資金パーティーごとに＞ ・　その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額 ・　対価の支払をした者の氏名、住所、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　対価の支払に係る収入の金額、年月日 ・　法人その他の団体からの対価の支払のうち、対価の支払をした者が特例上場日本法人である場合はその旨 ○　政治資金パーティーの対価に係る収入のうちあっせんによるものがあるとき ＜政治資金パーティーごとに＞ ・　その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額 ・　対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　対価の支払のあっせんに係る収入の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日
借入金	・　借入先、借入先ごとの金額、借入年月日
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	・　交付金を供与した本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名 ・　金額、年月日
その他の収入	・　利子収入などその基因となった事実、金額、年月日

（注１）「特定寄附」、「資金管理団体」とは

「特定寄附」とは、公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者になろうとする者を含みます。以下同じです。）が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附のことをいいます。

なお、令和６年６月の法改正により、政党がする公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関する寄附は、令和９年１月１日から禁止されるため、同日以降は、特定寄附の原資となる政党からの寄附は、選挙運動に関する寄附に限られることとなります。

「資金管理団体」とは、公職の候補者が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した政治団体（１団体に限ります。）をいいます。

なお、**国会議員に係る公職の候補者の資金管理団体は、同時に、国会議員関係政治団体にも該当**することとなります。

資金管理団体の指定の効果としては、概ね次のようなものがあります。

- 特定寄附については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）に関する規定の適用がありません。
- 特定寄附以外に、公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限（１５０万円）に関する規定の適用はないものとされ、政党・政治資金団体以外の政治団体に対する個人による寄附の総枠制限（１，０００万円）の範囲内において寄附することができます。
- 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません。

（注 2）「特例上場日本法人」とは

法第２２条の５第１項本文の規定により、①外国人（日本の国籍を有しない自然人）、②外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）又は③その主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（上場株式会社にあっては、外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有しているもの）から政治活動に関する寄附を受けることは、禁止されています。

ただし、③の例外として、外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していても、日本法人であって、その発行する株式が５年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）については、政治活動に関する寄附が認められており、特例上場日本法人からの寄附については、収支報告書の備考欄に「特例上場日本法人」（※１）と記載することとなっています。

※１　令和８年１２月３１日までは、「上場・外資５０％超」と記載することとなっています。

なお、この特例上場日本法人が寄附をするときは、特例上場日本法人である旨を寄附を受ける政治団体に通知することとされています。

また、政治資金パーティーの対価の支払に関しても、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることは禁止されていますが、特例上場日本法人から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができます（※２）。

※２　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

ただし、特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をするときは、特例上場日本法人である旨を政治資金パーティーの対価の支払を受ける政治団体に通知することとされています。

(注 3) 国会議員関係政治団体からの寄附について

国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければなりません。

また、上記の通知に係る寄附を受けた政治団体では、その旨を会計帳簿及び収支報告書に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体以外の政治団体について、各年中において、⑴同一の国会議員関係政治団体（ただし、いわゆる政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するものも又はその主要な構成員が国会議員であるもの）を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）又は⑵同一の政策研究団体に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る上記の通知を受けた日から７日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければなりません。

その上で、その年及び翌年は国会議員関係政治団体とみなされ、その届出をした日から政治資金監査など各特例規定の適用対象となります。

（注 4）「政党匿名寄附」とは

法では、政治資金の収支の公開を通じて政治活動の公明と公正を確保しようとする法の目的等から、匿名による政治団体への寄附を禁止しています。ただし、匿名寄附であっても次に掲げる要件の全てを満たした寄附については、例外的に認められ、この寄附を「政党匿名寄附」といいます。

・　政党又は政治資金団体に対してする寄附
・　街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附
・　１件当たりの金額が、１，０００円以下の寄附

（注 5）「政治資金パーティー」、「特定パーティー」とは

「政治資金パーティー」とは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものをいいます（法第８条の２）。

また、政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が１，０００万円以上であるものを「特定パーティー」といいます。特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーについては、収支報告書に個別に明細の記載が必要となります。

なお、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、政治団体とみなされ、収支報告書の提出などが必要となります。

令和８年１月１日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものについては、何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。

政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。

【よくあるご質問】寄附の制限等

Q　法による寄附の制限等はどのようなものがありますか。

A　法で定められた寄附の制限等については、下の図のようなものがあります。

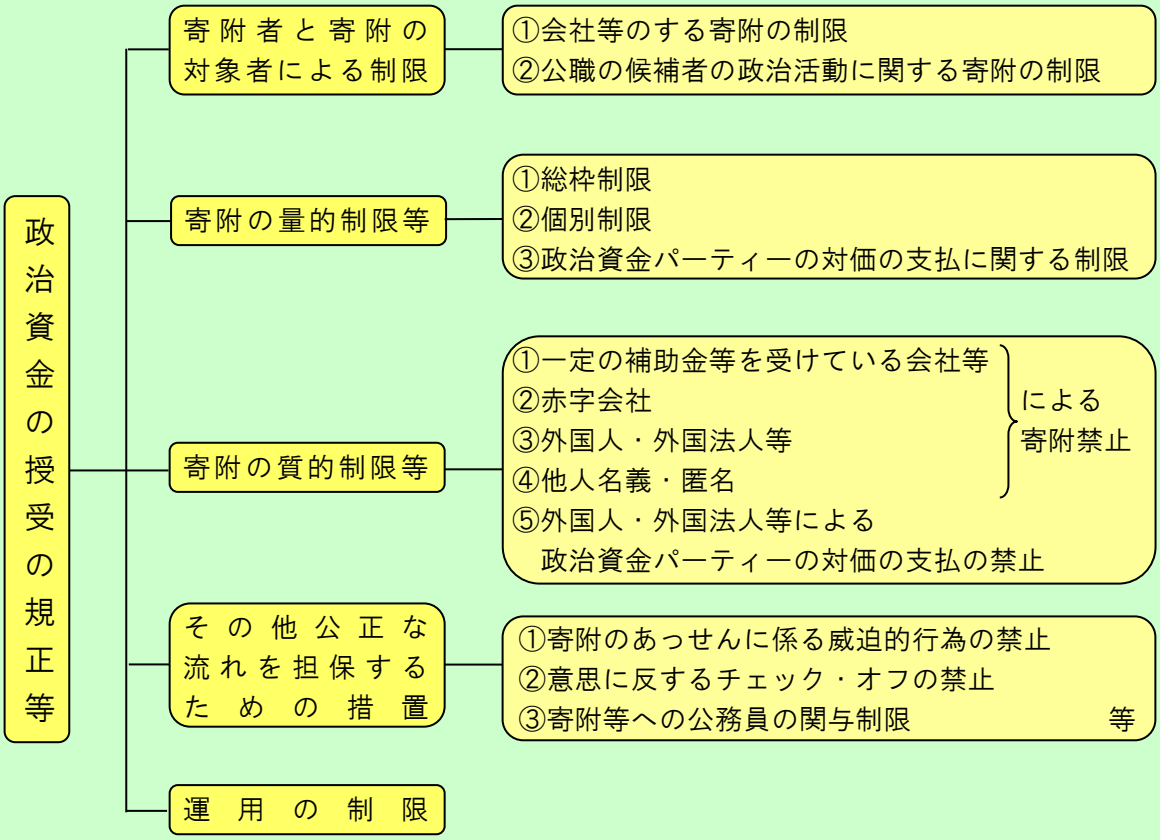

個々の制限のあらましについては、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html）をご覧下さい。

収入簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第１３号様式）

１　収入簿

項　　目	摘　　要	金 額	年月日	備 考
１　個人の負担する党費又は会費				
	１　何　々 ２　何　々 ： 合　計			
２の１　寄附（政党匿名寄附を除く。） (1)　個人からの寄附				
	１　何　々 ２　何　々 ： 小　計			
(2)　法人その他の団体からの寄附				
	１　何　々 ２　何　々 ： 小　計			
(3)　政治団体からの寄附				
	１　何　々 ２　何　々 ： 小　計 合　計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (1)　個人によるもの				
	１　何　々 ２　何　々 ： 小　計			
(2)　法人その他の団体によるもの				
	１　何　々 ２　何　々 ： 小　計			
(3)　政治団体によるもの				
	１　何　々 ２　何　々 ： 小　計 (合　計)			
２の２　政党匿名寄附				
	１　何　々 ２　何　々 ： 合　計			

3　機関紙誌の発行その他の事業による収入 (1)　機関紙誌の発行事業	1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 小　計			
(2)　政治資金パーティー開催事業	1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 小　計			
〔政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳〕				
ア　個人からの対価の支払	(1) 何　々 ①　何　々 ②　何　々 ・ ・ ・			
イ　法人その他の団体からの対価の支払	①　何　々 ②　何　々 ・ ・ ・			
ウ　政治団体からの対価の支払	①　何　々 ②　何　々 ・ ・ ・ 計			
〔政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳〕 ア　個人によるもの	①　何　々 ②　何　々 ・ ・ ・			
イ　法人その他の団体によるもの	①　何　々 ②　何　々 ・ ・ ・			
ウ　政治団体によるもの	①　何　々 ②　何　々 ・ ・ ・ (内訳の計) (2) 何　々 ・ ・ ・ (内訳の計)			
(3)　その他の事業				

4　借入金 5　本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6　その他の収入	1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 小　計 合　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 合　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 合　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 合　計			
収　入　の　総　額				

⑵ 支出簿

① 記載事項

支出簿には、政治団体の全ての支出とその支出を１０項目に分類した上で、それぞれ、

・　支出を受けた者の氏名、住所
（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地）

・　支出の目的、金額、年月日

を記載することとされています。

② 記載しなければならない「支出」とは

「支出」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。また、「支出」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

③ 支出の分類

「支出」の分類については、大きくは、経常経費（政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費）と政治活動費（政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費）に区分します。

さらに、経常経費であれば、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の４項目に、政治活動費であれば、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」、「その他の経費」の６項目に分類することとされています。

仮に、金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったか、などにより分類される項目は異なります。政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、分類基準に則り、その実態に応じて、いずれかの支出項目に適切に分類して下さい。

ポイント１

支出項目の分類については、まずは、次のいずれに当てはまるのかを区分して下さい。

〇経常経費……　政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費

〇政治活動費…　政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費

ポイント２

次に、３２、３３ページの分類の基準（政治資金規正法施行規則別記第１３号様式：記載要領２⑸⑹）に則り、３７、３８ページの様式の区分に従って、支出の性質、目的ごとに記載して下さい。

支　出　項　目　の　分　類　の　基　準

支出項目		分類の基準
○経常経費		政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
	人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
	事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

支出項目	分類の基準
○政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	(ｱ)　機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
	(ｲ)　宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
	(ｳ)　政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
	(ｴ)　その他の事業費 上記の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)以外の諸事業に要する経費
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

【よくあるご質問】支出項目の分類

Ｑ　お茶やジュースなどの飲み物を購入した場合にどの支出項目に分類すればいいのですか。

Ａ　金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったか、などにより分類される項目は異なります。

一般的な例としては、次のようなものが考えられます。

・事務所の来客用として購入した場合　　事務所費

・集会や大会の出席者用として購入した場合　組織活動費

これら以外の支出項目へ分類することもあり得ると考えられますが、いずれにしろ、政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、その実態に応じて、適切に分類して下さい。

なお、収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会において、政治団体から疑義が寄せられたものについて、３５、３６ページのとおり、標準的な分類例を示しています。

【参考】平成２１年度第２回政治資金適正化委員会（平成２１年６月４日）

資料１より抜粋

○以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
○支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質　　問	回　　答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。 なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。 なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	ＯＡ機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	ＯＡ機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、ＯＡ機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

支出簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第１３号様式）

２　支出簿

支出の目的		金　額	年月日	支出を受けた者の氏名	備　考
項　　目	摘　要				
１　経常経費					
(1)　人件費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	合　計				
(2)　光熱水費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	合　計				
(3)　備品・消耗品費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	合　計				
(4)　事務所費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	合　計				
	総　計				
２　政治活動費					
(1)　組織活動費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	合　計				
(2)　選挙関係費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	合　計				
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費					
ア　機関紙誌の発行事業費					
	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・				
	小　計				

イ　宣伝事業費 ウ　政治資金パーティー開催事業費 エ　その他の事業費 (4)　調査研究費 (5)　寄附・交付金 (6)　その他の経費 	1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 小　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 小　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 小　計 合　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 合　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 合　計 1　何　々 2　何　々 ・ ・ ・ 合　計 総　計				
支　出　の　総　額					

(3) 運用簿

政治団体の有する金銭等の運用に関する事項について、法で認められた運用方法ごとに区分して、それぞれ一定の事項を記載することとされています。

「運用」とは金銭等を利殖その他の目的のために将来資金として回収することを前提に他の財産の形態に変えることをいい、法では次の方法に限定されています。

① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

② 国債証券、地方債証券、政府保証債券等の取得

③ 金銭信託で元本補填契約のあるもの

運用簿には、４０ページの表にある一定の事項を４１ページの様式の区分に従って、記載して下さい。

運　用　簿　の　記　載　事　項

項　　目	記　　載　　事　　項
預金又は貯金 ※　次のものを除く。 ・　普通預金 ・　当座預金 ・　普通貯金	○　預け入れたとき ・　預金又は貯金の種類 ・　金融機関の名称、所在地 ・　金額、年月日 ○　払戻しを受けたとき ・　預金又は貯金の種類 ・　金融機関の名称、所在地 ・　金額、年月日
国債証券等	○　取得したとき ・　国債証券等の種類及び銘柄 ・　取得先の名称、所在地（又は氏名、住所） ・　取得の価額、年月日 ○　譲渡し、又は償還を受けたとき ・　国債証券等の種類及び銘柄 ・　譲渡先の名称、所在地（又は氏名、住所） ・　譲渡又は償還の価額、年月日
金銭信託	○　信託したとき ・　受託者の名称、所在地 ・　信託した金銭の額 ・　信託の設定年月日、期間 ○　金銭信託が終了したとき ・　受託者の名称、所在地 ・　委託者（国会議員関係政治団体）に帰属した金銭の額 ・　信託の終了年月日

運用簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第１３号様式）

３　運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項　　目	摘　要	金額	年月日	金額(a)	預入れ等に係る金銭等の金額（b)	収入金額(a)－(b)	年月日	
１　預金又は貯金	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・							
２　国債証券等	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・							
３　金銭信託	１　何　々 ２　何　々 ・ ・ ・							

３．会計帳簿の締切り

会計帳簿は、３つの帳簿ともそれぞれ、毎年１２月３１日（解散等の場合は、その日）現在で（会計帳簿・収支報告書作成ソフト等、ＰＣを利用し作成している場合は、印刷の上、）締め切り、会計責任者において署名押印することとされています。

Ⅲ．収支報告書等の作成

Ａ）概説

収支報告書とは、政治団体の収入、支出の総額、翌年への繰越しの金額及び資産等やこれらの明細などを記載した報告書をいい、毎年１２月３１日現在（解散等の場合には、その日現在）で作成されるものです。この収支報告書は、当該政治団体の１年間の収入及び支出の状況等に関する決算書ともいうべきものです。

収支報告書については、１２月３１日までに作成された会計帳簿に沿って、その会計処理の実態に即して作成されるべきものであり、提出に際しては、「真実に相違ない」旨の宣誓書も添付することとされています。

収支報告書はインターネットを利用する方法により公表されるとともに（※）、収支報告書そのものも閲覧又は写しの交付の対象とされており、収支報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという法の目的から見て、極めて重要な役割を担うものです。

※　令和８年１月１日から、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除されます。

４３ページからの収支報告書の記載事項等についての概説を理解いただき、７８ページ以下の記載方法及び記載例を参考にして、国民から見て分かりやすい収支報告書等の作成に努めて下さい。

１．収支報告書に記載すべき事項

収支報告書には、その年における全ての収入及び支出その他の事項について次の⑴から⑷までにそれぞれ掲げるもの（これらの事項がないときはその旨）を記載しなければなりません。なお、収入や支出の考え方は、会計帳簿におけるものと同じですので詳しくは、収入は１８ページ～、支出は３０ページ～をご覧下さい。

⑴ 収入

① 収入の総額

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。

また、「収入」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

② 収入の項目ごとの金額

「収入」については、その基因となった事実により、「個人が負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」、「その他の収入」の６項目に分類して記載します。

なお、資金管理団体にあっては、特定寄附（２２ページ参照）の総額も併せて記載します。

③ 上記（①、②）のほか、次の事項

４４～４８ページの表にある一定の事項を記載することとされています。

収　支　報　告　書　の　記　載　事　項　（　収　入　）

項　　目		記　　載　　事　　項
個人が負担する党費又は会費		・　金額、納入者の数 ※　法人その他の団体が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされますので、下の「寄附」に区分します。
寄附	寄附（政党匿名寄附以外のもの）	○　同一の者からの寄附で、その金額の合計額が**年間５万円（※１）を超えるものがある場合** ・　寄附者の氏名、住所（※２）、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　金額（金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額）、年月日 ・　特定寄附である場合にはその旨 ・　遺贈による寄附である場合にはその旨 ・　寄附をした者が特例上場日本法人である場合はその旨 ・　寄附をした者が国会議員関係政治団体である場合はその旨（※３） ※１　年間５万円以下の寄附であっても、**課税上の優遇措置（４９、５０ページ参照）を受けようとするもの**については、金額の多寡にかかわらず、次の事項を記載しなければなりません。 ・　寄附者の氏名、住所、職業 ・　金額、年月日 ※２　オンライン提出された収支報告書に記載された個人寄附者（寄附をあっせんした者を含む。）の住所に係る部分を総務省や都道府県選管においてインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。

		なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体も、収支報告書をオンラインで提出したり、住所限定報告書（１２１～１２６ページ参照）を書面で提出することで、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されることとなります。 ※３　令和８年１月１日から適用。寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党（政党支部も含む。）又は政治資金団体である場合を除く。 ○　寄附のうちあっせんによるもので、同一の者によってあっせんをされた金額の合計額が**年間５万円を超えるものがある場合** ・　寄附のあっせん者の氏名、住所（※２）、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　寄附のあっせんに係る寄附の金額、集めた期間、政治団体に提供された年月日
	政党匿名寄附	＜同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに＞ ・　金額の合計額、年月日、場所
機関紙誌の発行その他の事業による収入		・　事業の種類、種類ごとの金額 ・　<u>政治資金パーティーにあっては、開催年月日、開催場所（会場の所在地及び名称）</u> ・　政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称 ○　特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合（２５ページ参照） ＜これらのパーティーごとに＞ ・　その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の

	金額 ・　対価の支払をした者の数 ・　報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合には、前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数 ・　他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称 ○　一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払で、その金額の合計額が５万円（※１）を超えるものがある場合 ・　対価の支払をした者の氏名、住所（※２）、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　対価の支払に係る収入の金額、年月日 ・　報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合には、前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び年月日 ・　法人その他の団体からの対価の支払のうち、対価の支払をした者が特例上場日本法人である場合はその旨（※３） ○　一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が５万円を超えるものがある場合（※１） ・　対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所（※２）、職業（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名） ・　対価の支払のあっせんに係る収入の金額、集めた期間、政治団体に提供された年月日 ※１　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティ

	一の対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用。令和８年１２月３１日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和８年１２月３１日以前に収受されたものについては、２０万円。 ※２　オンライン提出された収支報告書に記載された政治資金パーティーの対価の支払をした個人（あっせんした者を含む。）の住所に係る部分を総務省や都道府県選管においてインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。 　なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体も、収支報告書をオンラインで提出したり、住所限定報告書（１２１～１２６ページ参照）を書面で提出することで、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されることとなります。 ※３　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用。
借入金	・　借入先、借入先ごとの金額
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	・　交付金を供与した本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地 ・　金額、年月日
その他の収入	○　１件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が１０万円以上のものがある場合

	・　その基因となった事実 ・　金額、年月日

【よくあるご質問】課税上の優遇措置

Ｑ１　個人が政治活動に関する寄附をした場合、どのような優遇措置があるのですか。

Ａ１　個人献金にかかる優遇措置の内容は、個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては、いわゆる所得控除として、寄附者の所得税の計算上、所得から一定額を控除することとされています。

　また、政党・政治資金団体に対する個人の寄附については、税額控除制度も設けられており、寄附者の課税所得ではなく、税額そのものから一定額が控除されます。所得控除制度と税額控除制度は、どちらかを選択することとされています。

※　課税上の優遇措置の具体的な解説については、国税庁のホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）No.1154　政治献金と寄附金」もご覧下さい。
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1154.htm）

【よくあるご質問】課税上の優遇措置

Ｑ２　どのような場合に、優遇措置が受けられるのですか。

Ａ２　次のような要件があります。

①　個人の寄附

個人がする「政治活動に関する寄附」が対象です。

②　寄附の相手方

国会議員関係政治団体に限っていえば、次の政治団体です。

・　みなし１号団体（政党支部）

・　２号団体（１号かつ２号に該当する政治団体も対象となります。）

・　３号団体（１号かつ３号に該当する政治団体も対象となります。）

③　優遇措置の内容

・　みなし１号団体（政党支部）の場合

所得控除制度と税額控除のいずれかを選択できます。

・　２号団体、３号団体の場合

所得控除制度の適用を受けられます。ただし、２号団体の場合、公職の候補者が現職でない場合は、選挙に立候補した日が属する年とその前年にされた寄附のみが対象となります。

④　収支報告書への記載

国会議員関係政治団体が提出する収支報告書に優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額、年月日が記載されていることが必要です。寄附の金額が年間５万円以下であっても、優遇措置の適用を受ける場合には、同様の記載が必要です。

⑤　適用除外

・　量的制限など法の規定に違反する寄附

・　寄附者に特別の利益が及ぶ寄附（個別には税務署で判断しますが、例えば､議員が自己の資金管理団体に寄附をする場合などが考えられます。）

・　公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（＝特定政党支部）に対してする寄附（※）

※　令和８年１月１日以後の寄附から適用

⑵ 支出

① 支出の総額

「支出」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。

また、「支出」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

② 支出の項目ごとの金額

「支出」については、大きくは、経常経費（政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費）と政治活動費（政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費）とに区分します。さらに、経常経費であれば、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の４項目に、政治活動費であれば、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」、「その他の経費」の６項目に分類します。

仮に、金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったかなどにより、分類される項目は異なります。政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、分類の基準に則り、その実態に応じて、いずれかの支出項目に適切に分類して下さい。

支　出　項　目　の　分　類　の　基　準　（再掲）

支出項目		分類の基準
○経常経費		政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
	人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
	事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

支出項目		分類の基準
○政治活動費		政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
	機関紙誌の発行その他の事業費	(ｱ)　機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
		(ｲ)　宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
		(ｳ)　政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
		(ｴ)　その他の事業費 上記の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)以外の諸事業に要する経費
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

③　前記（①、②）のほか、次に掲げる事項

国会議員関係政治団体については、１件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、１万円を超える支出（人件費以外）について、次の事項を記載することとされています。

○　支出を受けた者の氏名、住所
（団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地）

○　支出の目的、金額、年月日

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係政治団体	資金管理団体（国会議員関係政治団体以外）	国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	１万円超	５万円以上	×
備品・消耗品費	１万円超	５万円以上	×
事務所費	１万円超	５万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	１万円超	５万円以上	５万円以上
選挙関係費	１万円超	５万円以上	５万円以上
機関紙誌の発行その他の事業費	１万円超	５万円以上	５万円以上
調査研究費	１万円超	５万円以上	５万円以上
寄附・交付金	１万円超	５万円以上	５万円以上
その他の経費	１万円超	５万円以上	５万円以上

※　「×」は記載・添付不要を表します。

※　年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合には、その期間の記載・添付については政治団体の区分に応じ、右の欄の基準となります。

【よくあるご質問】「１件当たりの金額」

Ｑ　収支報告書に支出の明細を記載するかどうかは、１件当たりの金額で判断するとのことですが、法第１２条第１項の「１件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」の「数回にわたってされたときは、その合計金額」とはどのような意味ですか。

Ａ　例えば、政治団体が１台６万円の事務用機器を購入し、一括支払いをした場合には、収支報告書にその明細を記載する必要がありますが、毎月５千円ずつ１２回に分割して支払う場合にも、収支報告書に明細を記載する必要があるのか、という問題があります。

これは、「１件」の意味を、①一の債権債務関係をいうものと解するのか、②１回の支払行為としてとらえるのかによって異なってきます。

お尋ねの「１件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」とは、収支報告書の記載に際しては、①であることを明確にするための規定であり、分割払い等であっても、その合計金額により、収支報告書に明細を記載するかどうかを判断することになります。

一方で、契約等にもよりますが、同じように毎月５千円ずつ支払っていても、新聞代のように、月毎に一の債権債務関係が確定しているような場合には、一ヶ月の支払額により、収支報告書に支出の明細を記載するかどうかを判断することになります。

(3) 翌年への繰越しの金額

翌年への繰越しの金額とは、「前年からの繰越額」と「本年の収入額」の合計額（「収入総額」）から、「支出総額」を控除した金額をいいます。

(4) 資産等

１２月３１日において有する資産等（下の表に掲げる資産及び借入金）について、当該資産等の区分に応じ、下の表に掲げる事項を記載することとされています。

収支報告書の記載事項（資産等）

項　目	記　載　事　項
土地	・所在、面積、利用の現況（※） ・取得の価額、年月日
建物	・所在、床面積、利用の現況（※） ・取得の価額、年月日
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	・権利に係る土地の所在、面積、利用の現況（※） ・権利の取得の価額、年月日
取得の価額が１００万円を超える動産	・品目、数量 ・取得の価額、年月日
預金又は貯金（普通預金、当座預金、普通貯金を除く。）	・預金又は貯金の残高
金銭信託	・信託している金銭の額、信託の設定年月日
有価証券	・種類、銘柄、数量 ・取得の価額、年月日
出資による権利	・出資先、出資先ごとの金額、年月日
貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	・貸付先、貸付残高
支払われた金額が１００万円を超える敷金	・支払先 ・支払われた敷金の金額、年月日
取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	・種類、対象となる施設の名称 ・取得の価額、年月日
借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	・借入先、借入残高

※　「利用の現況」については、資金管理団体に限り、記載が必要となります。

２．作成すべき資料

(1) 翌年への繰越しの金額の確認等に関する資料

※　国会議員関係政治団体に係る令和８年分収支報告書及び令和９年解散分収支報告書から適用されます。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、次の書面を併せて作成する必要があります(政治資金監査の対象となりますが、収支報告書等の提出に併せて提出する必要はありません。)。

①　残高確認書

また、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明した場合は、次の②の書面も作成する必要があります。

②　差額説明書（※）

※　年の途中で国会議員関係政治団体ではなくなった政治団体であっても、残高確認書（翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しない場合には残高確認書に加えて差額説明書）を作成する必要があります。

①　残高確認書

令和８年１月１日以降、国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

そして、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の１２月３１日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

また、残高確認書には、預金又は貯金の残高を証する書面であって当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するものその他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類を添付しなければなりません。

② 差額説明書

翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

※ 残高確認書と差額説明書の具体的な記載方法については、１８１ページ～１８６ページを参照ください。

【よくあるご質問】預貯金による政治資金の保管

Q 国会議員関係政治団体は、一定の手持ち現金を保有することも禁じられるのですか。

A 国会議員関係政治団体の全ての金銭について、現金のまま保管するのではなく、預貯金口座で保管することを求めるものであり、国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預貯金口座から現金を引き出して保有することを一切禁ずるものではありません。

なお、１２月３１日時点において、一定の手持ち現金を保有している場合、翌年への繰越しの金額の確認に当たり、預貯金口座の残高と一致しないため、差額説明書の作成が必要となります。

(2) 収支報告書と併せて提出する資料

収支報告書を提出する際には、次の書面を併せて作成し、提出する必要があります。

① 領収書等の写し

また、領収書等を徴し難かった支出がある場合は、次の②又は③の書面を作成し、併せて提出する必要があります。

② 領収書等を徴し難かった支出の明細書（以下「徴難明細書」といいます。）

③ 支出の目的を記載した書面（以下「支出目的書」といいます。）及び振込明細書の写し

これらは、収支報告書に支出の明細の記載が必要とされる個々の支出を証するための書類ですので、提出の基準は、収支報告書の明細の記載と同じ基準であり、国会議員関係政治団体については、原則として１件１万円超の支出（人件費以外）について、提出が必要です。

また、国会議員関係政治団体については、領収書等について人件費を含む１円以上全ての支出の徴収義務があるのと同様に、次の２つのことから、徴難明細書、支出目的書についても１円以上全ての支出について作成する必要があります。

・ 登録政治資金監査人による政治資金監査において、人件費を含む１円以上全ての支出が監査の対象となっていること

・ 少額領収書等の写しの開示制度により、１円以上全ての支出（人件費以外）が開示の対象となっていること

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しについては、複写機により複写したものに限られています。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準（再掲）

	国会議員関係政治団体	資金管理団体（国会議員関係政治団体以外）	国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	１万円超	５万円以上	×
備品・消耗品費	１万円超	５万円以上	×
事務所費	１万円超	５万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	１万円超	５万円以上	５万円以上
選挙関係費	１万円超	５万円以上	５万円以上
機関紙誌の発行その他の事業費	１万円超	５万円以上	５万円以上
調査研究費	１万円超	５万円以上	５万円以上
寄附・交付金	１万円超	５万円以上	５万円以上
その他の経費	１万円超	５万円以上	５万円以上

※　「×」は記載・添付不要を表します。

※　年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合には、その期間の記載･添付については政治団体の区分に応じ、右の欄の基準となります。

①　領収書等の写し

法における「領収書等」とは、「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」のことです。

「支出を証すべき書面」ですので、いわゆる契約書や請求書などの支出が未だ行われていない時点で発行されたものは、これに該当しません。

なお、領収書等の写しについては、複写機により日本産業規格Ａ列四番の用紙に複写したものに限られています。

また、領収書等の写しは、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

②　徴難明細書

領収書等を徴し難い事情があったときは、①の領収書等の写しに代えて、次の事項を記載した徴難明細書を提出する必要があります。

・　領収書等を徴し難い事情があった旨
・　支出の目的
・　金額
・　年月日

③　支出目的書及び振込明細書の写し

領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、支出目的書と金融機関が作成した振込みの明細書（振込明細書）の写しをもって、②の徴難明細書に代えることができます。

なお、振込明細書の写しについては、複写機により日本産業規格Ａ列四番の用紙に複写したものに限られます。

また、支出目的書と振込明細書の写しは、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

※　振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、当該振込明細書の写しをもって、支出目的書とすることができます。

振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出目的書を別途、第１６号様式によって作成し、提出する必要はありません。

【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Ｑ１　１号団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、１万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

Ａ１　１号団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「１号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」の支出から適用され、「１号団体に該当しなくなった日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者でなくなった日等）」の支出から適用されなくなります。

　なお、多くの資金管理団体のように１号団体と２号団体の両方に該当する政治団体に係るこれらの義務も、「１号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」の支出から適用されます。

Ｑ２　２号団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、１万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

Ａ２　２号団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「２号団体に該当する旨の届出をした日」の支出から適用され（法第１９条の１２）、「２号団体に該当しなくなった日」の支出から適用されなくなります。

　この場合の「２号団体に該当しなくなった日」とは、例えば、

①　推薦し、又は支持していた国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知を受けた場合は、「通知を行った者が国会議員に係る公職の候補者でなくなった日」のことをいい、

②　団体の目的の変更などにより２号団体に該当しなくなった場合は、「２号団体に該当していた政治団体の本来の目的が国会議員に係る公職の候補者を推薦又は支持することではなくなった日」のことをいいます。

【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Ｑ３　３号団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、１万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

Ａ３　３号団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「３号団体に該当した日」の支出から適用され（※）、「３号団体に該当しなくなった日（「主宰するもの」及び「主要な構成員」のいずれも国会議員でなくなった場合等）」の支出から適用されなくなります。

※　既存の政策研究団体は、令和７年１０月１日から同年１２月３１日までの間（届出期間）に３号団体としての届出を行うこととされており、届出期間中は国会議員関係政治団体としての義務規定は適用されず、令和８年１月１日から適用されます。

【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Ｑ４　みなし国会議員関係政治団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、１万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

Ａ４　みなし国会議員関係政治団体に該当する政治団体には、全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出をした日」の支出から適用され（法第１９条の１６の３第１項の規定による読替後の法第１９条の１２）、「みなし国会議員関係政治団体に該当しなくなった日（次の①又は②の寄附の金額が１，０００万円以上となった日の属する年の翌々年の１月１日）」の支出から適用されなくなります。

①　３号団体以外の同一の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）

②　同一の３号団体から受けた寄附の金額

【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Ｑ５　年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合、領収書等の徴収義務や収支報告書への明細の記載基準はどのようになりますか。逆に、年の途中で国会議員関係政治団体となった場合についてはどうですか。

Ａ５　全ての支出に係る領収書等の徴収義務及び人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務は、基本的には、国会議員関係政治団体である間に行った支出についてのみ課せられます（法第１９条の９、第１９条の１０）。

　したがって、年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合には、全ての支出に係る領収書等の徴収義務は国会議員関係政治団体でなくなった日から課せられなくなり、その日からは、国会議員関係政治団体以外の政治団体として、１件５万円以上の支出について領収書等を徴収すれば足りることとなります。

　また、人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載についても、国会議員関係政治団体であった日までの支出に関しては必要ですが、国会議員関係政治団体でなくなった日以後の支出については、政治活動費で１件５万円以上の支出（国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体となった場合には、人件費以外の経費で１件５万円以上の支出）に関して明細を記載すれば足りることとなります。

　逆に、年の途中で国会議員関係政治団体になった場合には、基本的には、国会議員関係政治団体になった日以後、全ての支出に係る領収書等を徴収・保存し、その日以後の支出については、人件費以外の経費で１件１万円超の支出に関しその明細を収支報告書に記載しなければなりません。

　ただし、２号団体については、２号団体となった日からではなく、２号団体である旨の届出をした日からこれらの特別な義務が発生することとなります（法第１９条の１２）。

　なお、みなし国会議員関係政治団体についても、国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出をした日からこれらの特別な義務が発生することになります（法第１９条の１６の３第１項の規定による読替後の法第１９条の１２）が、その義務はその年及び翌年の間に行った支出について課せられる（解散や政治団体でなくなる場合を除き、年の途中でみなし国会議員関係政治団体でなくなることがない）ことに留意が必要です。

【よくあるご質問】領収書関係

Ｑ１　法における「領収書等」は、当該支出の「目的」、「金額」、「年月日」を記載した領収書その他の支出を証すべき書面とのことですが、これらの記載すべき事項が記載されていない場合は、「領収書等」に該当しないのですか。

Ａ１　法における「領収書等」は、当該支出の「目的」、「金額」、「年月日」の三事項が記載されていなければなりませんので、１つでも欠ければ、法の「領収書等」に該当しません。一般的な領収書において、「目的」とは「ただし、〇〇代として」など何に支出されたのかが分かるような記載を、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいいます。

Ｑ２　領収書等を紛失した場合は、「領収書等を徴し難い事情」に該当しますか。

Ａ２　このような場合は、領収書等を一度徴していますから、「領収書等を徴し難い事情」には該当しません。

Ｑ３　振込みの方法により支出した場合、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等に該当しますか。

Ａ３　金融機関から交付される振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、「支出を受けた者」からの領収書等には該当しないと解されます。

　また、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等の定義である「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」という要件のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことからも「領収書等」に該当しません。

　このため、振込みによる支出で領収書等が交付されない場合には、「領収書等を徴し難い事情があった場合」に該当するものとして、収支報告書の提出の際に添付すべき「領収書等の写し」の代わりに、

・「振込明細書の写し」と「支出目的書」（振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）、支出目的書を別様にて提出することは不要。）

又は

・「徴難明細書」

の提出により対応していただくことになります。

【よくあるご質問】領収書関係

Ｑ４　法人向け文具配送サービスなどのように、注文後即日配送され、月に何度注文しても、支払いは月１回、領収書等はその１枚となっている場合は、会計帳簿や収支報告書上の支出は、複数の分類項目にまたがるにもかかわらず、領収書等は１枚となり、帳簿と領収書等が対応しないこともありますが、どのように対応すべきですか。

Ａ４　領収書等の写しについては、収支報告書と併せて、支出の項目ごとに分類して提出することとなっていることから、複数の支出項目にまたがる場合は、領収書等に次の例のように付記するなどし、それを必要枚数複写し、提出する方法があります。

付記例）「うち備品・消耗品費　　椅子購入費　〇〇，〇〇〇円
　　文房具代　　〇〇，〇〇〇円
　　組織活動費（大会費）文房具代　　〇〇，〇〇〇円」

Ｑ５　政治家の秘書や配偶者が、選挙区外にある方の結婚披露宴や葬儀に出席して政治団体からの祝儀や香典を出した場合、領収書をもらうことができないと思いますが、このような場合はどうしたら良いですか。

Ａ５　ご質問のようなケースは、通常、「領収書等を徴し難い事情があった場合」に該当するものとして、収支報告書の提出の際に添付すべき「領収書等の写し」の代わりに、徴難明細書に必要事項を記載して対応していただくことになります。

　なお、一般に、「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上または社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には、問のようなもののほか

・　支出を受けた者の死亡、会社の解散などの不可抗力によるもの
・　銀行振込、口座振替等の決済方法に基因するもの

などが考えられます。いずれにしても、「領収書等を徴し難い事情」に該当するか否かの判断については、政治団体の会計責任者において、社会通念に照らして適切に判断していただく必要があります。

【よくあるご質問】領収書関係

Ｑ６　具体的な事例について、それぞれ「領収書等」に該当するのか教えてください。

Ａ６　収支報告書の記載の基本的な方針を定めること等を所掌している政治資金適正化委員会において、政治資金監査における取扱いとして、次のような見解を示していますので、ご参考にして下さい。なお、「領収書等に該当」という見解は、それぞれの書面に、支出の目的、金額及び年月日の三事項が記載されていることが前提となっています。

国税領収証書は、領収書等として認められるか。	政治資金規正法上の領収書等に該当します。
自動車税納税通知書兼領収証書は、領収書等として認められるか。	政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、領収証書と一緒に交付される自動車検査用の「自動車税納税証明書」は、支出の金額が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等には該当しません。
公共料金等の請求書兼口座引落しの案内は、領収書等として認められるか。また、パソコン上で確認する形式のものはどうか。	公共料金等で翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されている場合、口座引落しの案内については、政治資金規正法上の領収書等に該当します。また、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって政治資金規正法上の領収書等として取り扱うことで差し支えありません。
振込明細書は振込手数料の領収書等に該当するのか。	政治資金規正法上の領収書等に該当します。
デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。	政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、法の規定上、あて名の記載までは求められて

	いませんが、政治資金監査においては、国会議員関係政治団体においてあて名を備えた領収書等の徴取が徹底されれば政治資金に関する収支報告の適正の確保に資すること等から、収支報告書と併せて写しが提出される１件当たりの金額が１万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、あて名の確認等が求められています。 　このほか、領収書等については法令に基づきその写しが公表される場合があることにもご留意ください。
運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。	運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。
国会議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきか。	政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けたときは、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。 　したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国会議員関係政治団体の領収書等として保存すべきです。 　なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国会議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えます。
貯金事務センターが発行する振替受払通知票は、振替口座利用手数料の領収書等として認められるか。	政治資金規正法上の領収書等に該当します。

公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関やコンビニエンスストアが発行する書面は、どのように取扱えばよいか。	公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになります。 支出の目的、金額、年月日が全て記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになります。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。 一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。 ①金融機関において支払った場合 金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。 この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになります。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証等の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。 ②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合 コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、政治	

資金規正法上の振込明細書にも該当しません。

コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられます。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。

なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになります。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきです。

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャート（次ページ参照）のとおりとなりますので、ご確認ください。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート

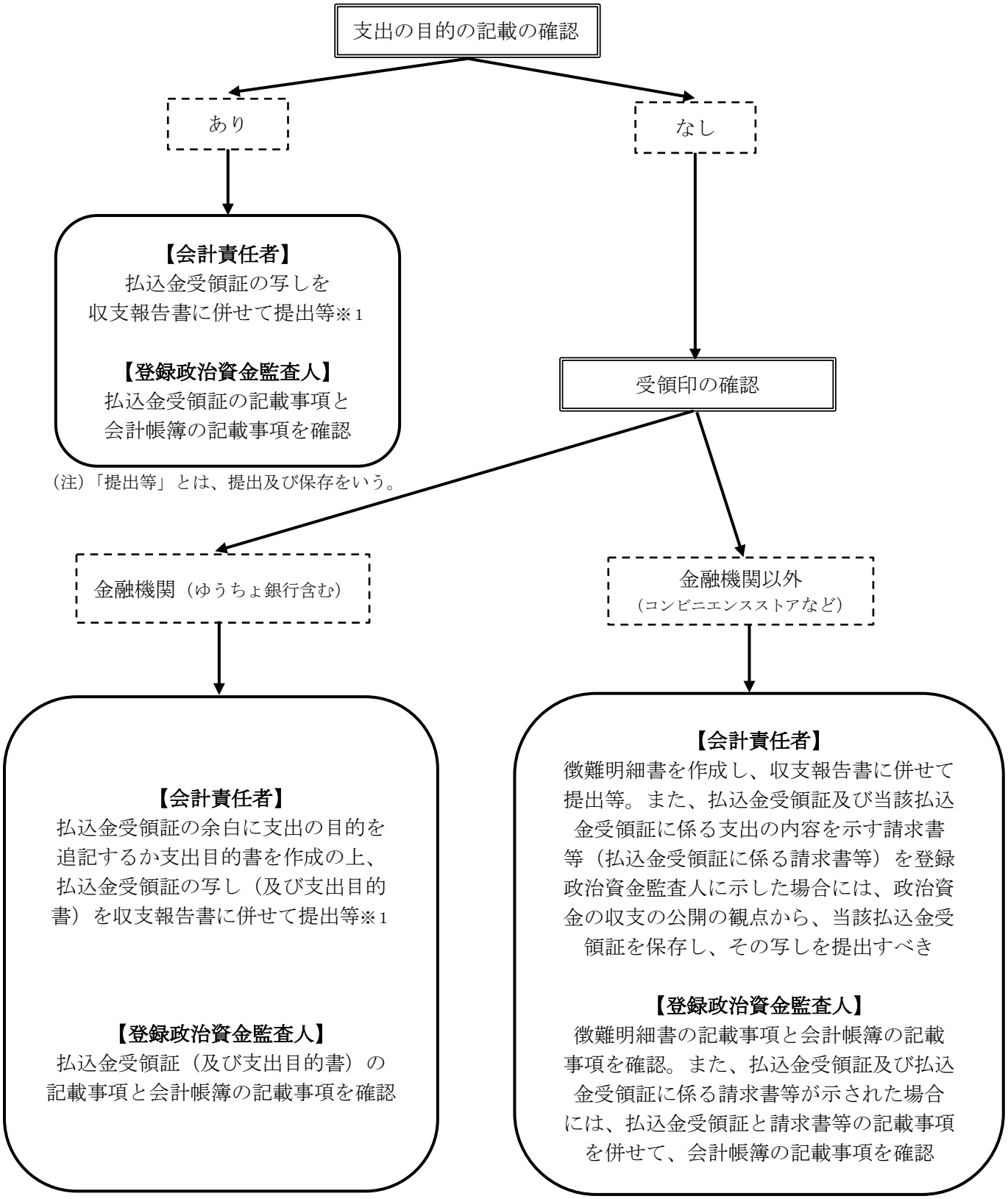

※1　領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2　金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。

経費支出伺書・出金伝票・精算伝票は、領収書等として認められるか。	いずれも政治団体の内部書類であり、支出を受けたことを証する書面ではなく、政治資金規正法上の領収書等に該当しません。
国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、領収書等の代わりとすることができるか。	国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、支出を行った者が作成した書類であり、政治資金規正法上の領収書等の代わりとすることはできません。
国会議員関係政治団体が物品の無償提供を受けた場合、会計帳簿や収支報告書には、当該無償提供の時価相当分を寄附として収入に計上し、経理上の処理として、同額を支出に計上することになるが、国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、領収書等の代わりとすることはできるか。	国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、会計帳簿上の支出を受けた者が作成した書類ではなく、政治資金規正法上の領収書等の代わりとすることはできません。 なお、無償提供を受けた場合の経理上の処理としての支出は、金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴し難い事情と認められます。
クレジットカードの月次利用明細書は、領収書等として認められるか。	クレジットカードの月次利用明細書は、口座振替予定額の通知であり、政治資金規正法上の領収書等に該当しません。
領収書等の但書きとして「お品代」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。	会計帳簿に記載された支出の目的と領収書等の「お品代」の記載とが整合性が取れていると判断されるものについては、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。 なお、収支報告の透明性の観点からは、支出の目的はできる限り分かりやすく、具体的に記載されていることが望ましいものと考えます。

領収書等の但書きとして「請求書のとおり」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。	「請求書のとおり」という記載のみでは支出の目的が記載されているとはいえませんが、請求書が領収書等と一体のものとして保存されており、支出の目的を請求書により確認することができるものであれば、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。
発行者情報が記載されていない書面は、領収書等として認められるか。	支出を受けた者の氏名、住所、連絡先、印等の発行者情報がない場合であっても、事実上又は社会通念上支出を受けた者が発行した書面であると客観的に判断される場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、収支報告書と併せて写しが提出される１件当たりの金額が１万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、あて名や当該領収書等が真正なものであることについての確認を会計責任者等に求めることとなります。
領収書等に支出の目的、金額及び年月日の３事項の記載があれば、印紙税法上貼付が必要とされる収入印紙を備えていないものであっても、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。	政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、これらの事項が記載されていれば、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、収入印紙の貼付漏れを発見した場合には、会計責任者等に対するヒアリングにおいて指摘することも想定されます。
国会議員関係政治団体が作成した以下の書面に支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日が記載され、受領者の印が押してある場合、領収書等として認められるか。	いずれの場合でも支出の相手方から徴した書面と認められる場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、お尋ねの場合、当該人件費又は賃料の受領者が受領した証として印を押したと認められるときは、当該支出の相手方から徴した書面として取り扱って差

・人件費の出金伝票 ・事務所の賃料にかかる判取帳（各月ごとに支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日を記載） ※判取帳（判取り帳）：金品の受け渡しの際にその授受のあかしとして証印を受ける帳面のこと。	し支えありません。
新聞の集配員から交付された領収書等に、支出の年月日として「〇月〇日（年については、記載されていない。）」、支出の目的として「〇年〇月分新聞代として」と記載されている場合、当該領収書等は政治資金規正法上の領収書等と認められるか（なお支出の金額は記載されている。）。政治資金規正法上の領収書等と認められない場合は、政治資金監査上どのように取扱えばいいか。	政治資金規正法上の領収書等には、支出の年月日が記載されている必要があり、支出の年月日として「月日のみ」が記載されている領収書等は、政治資金規正法上の領収書等には該当しないことから、登録政治資金監査人は、その旨を会計責任者に指摘することとなります。 ただし、お尋ねの場合にあっては、支出の目的に記載された内容から支出の年月日が確認できますので、領収書等亡失等一覧表に記載する必要はありません。
印字が読み取れなくなってしまったレシートについては、どのように取り扱ったらよいのか。	印字が読み取れないレシートでは支出の目的、金額や年月日を確認することができませんので、領収書等亡失等一覧表に記載する取扱いとなります。

領収書等に支出の目的が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。	領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、支出の目的についても発行者において記載すべきであり、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、会計責任者等において発行者に対し記載の追加や再発行を要請することが適当です。
領収書等にあて名が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。	領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、あて名についても発行者において記載すべきであることから、発行者から追記の要請がある場合を除き、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、今後、当該国会議員関係政治団体の正式名称を発行者において記載してもらうよう助言することが適当です。
１枚の領収書等が、国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出に対して一括して発行されたものである場合、どのように取り扱えばよいのか。	１枚の領収書等に係る支出であっても、それが国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出とから構成されているのであれば、国会議員関係政治団体に係る支出を抽出して会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。 この場合、領収書等に記載された金額と会計帳簿や収支報告書に記載された金額とが一致しませんので、例えば、国会議員関係政治団体に係る支出の内訳を領収書等に付記しておくなどの対応が考えられます。
インターネットバンキングを利用して、振込みをした場合、振込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面は、振込明細書と認められるのか。	お尋ねの書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。 ただし、受付日と口座引落し日が異なるいわゆる指定日振込みについては、確かに口座引落しされたかどうか明らかではないため、政治資金規正法上の振込明細書には該当しません。

郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。	払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合（会計責任者が当該書面の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。 払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、政治資金規正法上の振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。

Ｂ）記載方法及び記載例

【注意事項】

○　収支報告書を作成するに当たっては、同様の記載が連続する場合であっても、「〃」「同上」「前掲」「再掲」といった記号や文字の使用はお控えいただき、全て記載いただくようお願いいたします。

※　記載例については、それぞれの様式ごとに分かりやすくするため、様式間においては、整合をとっていません。

１．表紙（様式その１）の記載方法

(1) 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」の欄は、政治団体設立届により届け出た名称等（変更等があった場合には、収支報告書の提出時点において異動届で届け出ている名称等）を記載して下さい。また、「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は様式（その２０）の宣誓書のそれと一致するものです。

(2) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、12 月 31 日現在で該当するものに「✓」を記入して下さい。

(3) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12 月 31 日現在で資金管理団体（２２ページ参照）として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入して下さい。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載して下さい。

(4) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12 月 31 日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載して下さい。

(5) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12 月 31 日現在で１号団体（みなし１号団体も含まれます。）であった場合には「政治資金規正法第 19 条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12 月 31 日現在で２号団体であった場合には「政治資金規正法第 19 条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12 月 31 日現在で３号団体（※）であった場合には「政治資金規正法第 19 条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12 月 31 日現在でみなし国会議員関係政治団体（※）であった場合には「政治資金規正法第 19 条の 16 の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の「□」に「✓」を記入して下さい。

※　令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加されます。

　また、１号団体と２号団体など複数の区分に該当していた場合には、それぞれ、記入して下さい。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12 月 31 日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載して下さい。

ア　１号団体（みなし１号団体も含みます。）

・　「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載して下さい。

イ　２号団体

・　「公職の候補者の氏名等」に法第 19 条の７第１項第２号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載して下さい。

ウ　３号団体

・　「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の例により記載して下さい。

　なお、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付して下さい。

エ　みなし国会議員関係政治団体のうち、その受けた寄附が３号団体以外の同一の国会議員関係政治団体による寄附である場合

・　「公職の候補者の氏名等」に当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載して下さい。

オ　みなし国会議員関係政治団体のうち、その受けた寄附が同一の３号団体による寄附である場合

・　「公職の候補者の氏名等」に当該３号団体の名称を、「公職の種類等」に法第 19 条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体である旨（例：「３号団体」など）を記載して下さい。

(6)「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12 月 31 日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体であった場合に、その期間を記載して下さい。

(7)「事務担当者の氏名」欄には、直接、当該収支報告書を作成した者の氏名と連絡がとれる電話番号を記載して下さい。なお、令和９年１月１日からオンラインにより収支報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄を記載いただく必要はありません。

【記載例】

第１４号様式（第８条関係）
（その１）［別紙５］

収　支　報　告　書

令　和　○○　年　分
（令和　　年　月　日開催分）

（ふりがな）こうおつかい
1 政治団体の名称　甲乙会

2 主たる事務所の所在地　東京都○○区○○町○丁目○番地

3 代表者の氏名　山　川　一　郎

4 会計責任者の氏名　乙　川　次　郎

事務担当者の氏名
丙　川　三　郎
（電話）（○○）△△△△－○○○○
丁　川　四　郎
（電話）（○○）××××－△△△△
（電話）

・名称等に変更等があった場合には、収支報告書の提出時点において異動届で届け出ている名称等を記載して下さい。

・主たる事務所の所在地は、政治団体の活動の中心となる場所のことです。

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類	衆議院議員　東京都第○区選挙区（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	山　川　一　郎

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の3第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等　山　川　一　郎
公職の種類等　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

期間中に異動があった場合にのみ記載して下さい。

１２月３１日時点の状況を記載して下さい。

【よくあるご質問】事務担当者の氏名

Ｑ　「事務担当者の氏名」欄の「電話番号」は、必ず記載する必要がありますか。

Ａ　ご提出いただいた収支報告書等について、総務省又は都道府県選挙管理委員会からご連絡をする場合がありますので、できるだけ記載して下さい。

　なお、国会議員関係政治団体については、令和９年１月１日からオンライン提出が義務付けられますので、オンライン提出をすることにより、「事務担当者の氏名」欄は「電話番号」も含めて記載不要となります。

２．収支の総括表及び収入項目別金額の内訳（様式その２）の記載方法

⑴ 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の人数を記載して下さい。なお、法人その他の団体が構成員として負担する党費又は会費は、法上は寄附とみなされることから、個人が負担する党費又は会費には計上しません。

⑵ 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（２５ページ参照）を除く。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、寄附の内書としてその総額を記載して下さい。

　また、個人からの寄附のうち、特定寄附（２２ページ参照）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載して下さい。なお、特定寄附については、資金管理団体にのみ認められています。

　また、当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入（９５ページ参照）は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないで下さい。

⑶ 政党匿名寄附（２５ページ参照）については、その総額を記載して下さい。なお、政党匿名寄附については、政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体（政党が指定する団体）にのみ認められています。

（その２）

収　支　の　状　況

前年分の報告書を確認し、記載して下さい。
繰越しのない場合は「０」として下さい。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額	2	8	1 6 1	3 0 0
（前年からの繰越額）		5	2 1 4	3 0 0
（本年の収入額）	2	2	9 4 7	0 0 0
支　出　総　額	1	3	7 0 5	2 0 0
翌年への繰越額	1	4	4 5 6	1 0 0

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金　額		1	5 0 0	0 0 0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				1 5 人 0

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附		7	5 0 0	0 0 0	
（うち特定寄附）		4	5 0 0	0 0 0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ｳ) 政治団体からの寄附		8	2 0 0	0 0 0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		1 5	7 0 0	0 0 0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		2	3 0 0	0 0 0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計　（ア ＋ イ）		1 5	7 0 0	0 0 0	

資金管理団体以外は記載されません。

法人その他団体からの寄附は、政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体以外の政治団体へのものは禁止されています。

政党匿名寄附は、政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体にのみ認められています。

３．機関紙誌の発行その他の事業による収入（様式その３）の記載方法

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額（収入と支出の差額ではありませんので注意して下さい。）を記載して下さい。

(2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、当該事業の内容を具体的に記載して下さい。また、政治資金パーティーにあっては、備考欄に開催年月日、開催場所（会場の所在地及び名称）、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該政治団体の名称を記載して下さい。

(3) ここに記載する収入に対応する支出がある場合には、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」（様式（その 15））にそれぞれ分類して記載して下さい。

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	備考
甲機関誌	2,500,000	
乙機関雑誌	1,500,000	
○○パーティー	4,800,000	○.6.30　東京都○○区○○町　○○ホテル○○の間
山川一郎君を励ます会	12,100,000	○.11.28　東京都△△区△△町　○○会館○○の間
書籍販売事業	600,000	
動画配信事業	1,000,000	
この頁の小計	22,500,000	
合計	22,500,000	

・　金額は、事業の種類ごとの年間の収入金額であり、収入と支出の差額ではありません。

・　ここに記載する収入に対応する支出は、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」として、様式（その１５）にそれぞれ分類して記載して下さい。

【よくあるご質問】動画配信事業

Q　オンラインで開催したパーティーは、政治資金パーティーに該当するのですか。また、当該パーティーに係る収入は、どのように記載すればいいのですか。

A　「政治資金パーティー」とは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものをいいます（法第８条の２）。

個別の事業が、政治資金パーティーに該当するか否かについては、一義的には、開催する者において具体の事実に即して判断されるものですが、上記における「催物」とは、「人を集めて行う様々な会合」などと解されており、人を集めずオンラインのみで開催するものは、「催物」と解することは難しいと考えられます。

なお、政治団体がオンラインで動画を配信して収入を得ることについては、法に特段の規定は設けられておらず、政治団体が政治資金パーティーの開催時に動画を配信するときや、オンラインで動画を配信して収入を得たときは、実態に応じて、以下のような記載方法が考えられます。

⑴　政治資金パーティーを開催し、当該政治資金パーティーの対価の支払をした者に対して付加的に動画を配信した場合（政治資金パーティーに係る対価と動画視聴に係る対価が区別されない場合）

①収入：動画配信を政治資金パーティーとは別の事業として行ったものではないので、事業収入（様式その３）に、政治資金パーティーの対価に係る収入として記載して下さい。

②支出：動画配信も政治資金パーティーに要する経費の一部であるため、政治資金パーティー開催事業費（様式その１５）に記載して下さい。

⑵　政治資金パーティーは開催せず、オンラインで動画を配信する事業を行い、動画視聴者から収入を得る場合

①収入：当該収入は、動画の視聴に対する対価の支払としてなされるものと考えられ、事業収入（様式その３）に、動画配信事業に係る収入として記載して下さい。

【よくあるご質問】動画配信事業

②支出：動画配信事業に要する経費として支出したものについては、宣伝事業費などの他の項目に該当する場合を除き、その他の事業費（様式その１５）に記載して下さい。

⑶　政治資金パーティーを開催し、同時に動画配信事業も行った場合（政治資金パーティーに係る対価と動画視聴に係る対価が区別される場合）

①収入：事業収入（様式その３）に、政治資金パーティーの対価に係る収入と、動画配信事業に係る収入をそれぞれ分けて記載して下さい。

②支出：政治資金パーティー開催に要する経費として支出したものについては、政治資金パーティー開催事業費（様式その１５）に記載して下さい。

　動画配信事業に要する経費として支出したものについては、宣伝事業費などの他の項目に該当する場合を除き、その他の事業費（様式その１５）に記載して下さい。

４．借入金（様式その４）の記載方法

⑴ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載し、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載して下さい。

⑵ 借入金を返済した場合には、政治活動費の「その他の経費」（様式（その 15））の借入金返済として借入先ごとに記載して下さい。

（その４）

(4) 借 入 金

借入先	金額（十億・百万・千・円）	備考
甲銀行（乙支店）	2000000	
この頁の小計	2000000	
合計	2000000	

・　借入金を返済した場合は、政治活動費の「その他の経費」として、様式（その１５）に借入金返済として借入先ごとに記載して下さい。

・　借入金に対する利子が、契約により無利子などとなっている場合であっても、そのときの金融情勢下で通常支払うべき利子相当分が「寄附」に該当する可能性があります。
　「寄附」に該当する場合は、利子相当分を「寄附」として収入に計上するとともに、同額を「その他の経費」として支出に計上して下さい。

・　その年の１２月３１日現在で、借入先ごとの残高が１００万円を超える場合は、様式（その１７）、（その１８）に記載が必要となります。

５．本部又は支部から供与された交付金に係る収入（様式その５）の記載方法

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載して下さい。なお、本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入の記載のみでなく、支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載します。

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
○○党本部	2,000,000	○．４．１	東京都○○区○○町○○番地	
○○党△△支部	1,000,000	○．10．１	横浜市○○区○○町○○番地	
この頁の小計	3,000,000			
合計	3,000,000			

この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要です。
なお、同一の政治団体における
- 本部から支部への支出
- 支部から本部への支出
- 支部から他の支部への支出

に対応する収入については、「寄附」ではなく、「本部支部交付金収入」に該当します。
また、政党助成法の規定に基づく政党の本部から支部又は支部から他の支部に対して支給される「支部政党交付金」に限らず、本部又は支部から供与された交付金に係る収入を記載します。
なお、機関紙誌の発行による収入などの「事業による収入」に該当するようなものでも、当該政治団体の本部や支部、その他の支部からの収入であれば「交付金」として記載します。

【よくあるご質問】本部支部交付金（収入）

Q　「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」とはどのようなものが対象になりますか。また、「寄附」や「支部政党交付金」とはどう違うのですか。

A　相手方から、組織対策のために支出されるもの（相手方の支出項目としては「組織活動費」）、選挙のために支出されるもの（相手方の支出項目としては「選挙関係費」）、特に使途を定めずに支出されるもの（相手方の支出項目としては「寄附・交付金」）などの同一の政治団体における

・　本部から支部への支出

・　支部から本部への支出

・　支部から他の支部への支出

に対応する収入については、「寄附」ではなく、「本部支部交付金収入」に該当します。

また、政党助成法の規定に基づく政党の本部から支部又は支部から他の支部に対して支給される「支部政党交付金」に限らず、本部又は支部から供与された交付金に係る収入を記載します。

なお、機関紙誌の発行による収入などの「事業による収入」に該当するようなものでも、当該政治団体の本部や支部、その他の支部からの収入であれば「交付金」として記載します。

６．その他の収入（様式その６）の記載方法

⑴ その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入。例えば、利子収入など。）については、１件当たりの金額（数回にわたって受けたときは、その合計金額）が 10 万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載して下さい。なお、１件当たりの金額が 10 万円未満のものにあっては、「１件１０万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載して下さい。

⑵ 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載して下さい。

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　　　要	金　　　　額（十億・百万・千・円）	備　　　　考
甲銀行預金利子	100000	○年８月１８日
こ　の　頁　の　小　計	100000	
１件１０万円未満のもの	25000	
合　　　　計	125000	

・　１件あたりの金額（数回にわたって受けたときは、その合計金額）が１０万円以上のものは、その基因となった事実ごとに、個別に記載して下さい。

・　１件あたりの金額が１０万円未満のものは、一括してそれらの合計金額を「１件１０万円未満のもの」欄に記載して下さい。

７．寄附の内訳（様式その７）の記載方法

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載して下さい。また、寄附者が特例上場日本法人（法第２２条の５第２項本文に規定する特例上場日本法人をいいます。２３ページ参照）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党（政党支部も含む。）又は政治資金団体である場合を除く。）を併せて該当欄に記載して下さい。

なお、年間５万円以下の寄附についても、必要に応じ報告しても差し支えありません。ただし、課税上の優遇措置（いわゆる寄附金控除。４９ページ参照）を受けるときには、金額の多寡にかかわらず記載しておかなければなりません。

(2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とし、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないで下さい。

なお、政党（政党支部も含む。）及び政治資金団体以外の政治団体は、法により「法人その他の団体からの寄附」を禁止されています。

(3) 個人からの寄附のうち、特定寄附（２２ページ参照）については、例えば、山川一郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特)山川一郎」というように記載して下さい。また、遺贈による寄附である場合には、「備考」欄に「遺贈」というように記載して下さい。

(4) 法人その他の団体からの寄附のうち、特例上場日本法人（２３ページ参照）からの寄附については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載して下さい。

(5) 令和８年１月１日以降、政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載して下さい。

なお、寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党（政党支部も含む。）又は政治資金団体である場合は記載する必要はありません。

(6) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載して下さい。

（その７）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額												年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			十億			百万			千			円				
特 山川一郎						3	0	0	0	0	0	0	○．２．１	東京都○○区○○町○○番地	衆議院議員	
Ａ野次郎							5	0	0	0	0	0	○．10．１	大阪市○○区○○町○○番地	会社役員	
Ｂ野三郎							3	0	0	0	0	0	○．１．20	神戸市○○区○○町○○番地	会社員	
Ｃ山花子							3	0	0	0	0	0	○．９．20	東京都○○区○○町○○番地	公務員	
Ｄ野四郎						5	0	0	0	0	0	0	○．８．30	広島市○○区○○町○○番地	団体職員	遺贈
Ｅ野五郎						1	1	0	0	0	0	0	○．１．10	東京都○○区○○町○○番地	自営業	事務所の無償提供
この頁の小計					1	0	2	0	0	0	0	0				
その他の寄附							2	4	0	0	0	0				
合計					1	0	4	4	0	0	0	0				

・　同一の者からの年間５万円を超える「寄附」について明細を記載する必要があります。
また、５万円以下であっても、課税上の優遇措置（いわゆる寄附金控除）を受ける場合には、記載が必要となります。

・　事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は「寄附」に該当する可能性があります。
「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、
　また、年間５万円を超えるものにあっては、明細を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載して下さい。さらに経理上の処理として、同額を「その他の経費」として支出に計上し、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載して下さい。

（その７）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	法人その他の団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額												年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			十億			百万			千			円				
Ａ株式会社						1	0	0	0	0	0	0	○．２．１	東京都○○区○○町○○番地	Ａ川太郎	
Ａ株式会社							5	0	0	0	0	0	○．10．５	東京都○○区○○町○○番地	Ａ川太郎	
Ｂ協会							4	0	0	0	0	0	○．２．12	神戸市○○区○○町○○番地	Ｂ川次郎	
Ｃホールディングス株式会社						1	0	0	0	0	0	0	○．10．１	名古屋市○○区○○町○○番地	Ｃ川三郎	特例上場日本法人
この頁の小計						2	9	0	0	0	0	0				
その他の寄附							4	0	0	0	0	0				
合計						3	3	0	0	0	0	0				

「政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体」以外の政治団体は、法人その他団体からの寄附が禁止されています。

（その７）

(7) 寄 附 の 内 訳													寄附者の区分	政　治　団　体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金							額				年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考
			十億			百万			千			円			
全国Ａ政治連盟						1	0	0	0	0	0	0	○．１．20	東京都○○区○○町○○番地	Ａ沢太郎	
全国Ａ政治連盟						1	0	0	0	0	0	0	○．７．31	東京都○○区○○町○○番地	Ａ沢太郎	
（小計）						2	0	0	0	0	0	0				
Ｂ後援会						1	5	0	0	0	0	0	○．11．20	名古屋市○○区○○町○○番地	Ｂ沢次郎	国会議員関係政治団体
Ｃ政治経済調査会							7	0	0	0	0	0	○．10．15	福岡市○○区○○町○○番地	Ｃ沢三郎	
この頁の小計						4	2	0	0	0	0	0				
その他の寄附												0				
合　計						4	2	0	0	0	0	0				

寄附を受けた政治団体が「国会議員関係政治団体、政党（政党支部も含まれます。）又は政治資金団体」である場合は、備考欄の「国会議員関係政治団体」の記載は不要です。

【よくあるご質問】無償提供を受けた場合

Ｑ　労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

Ａ　法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」にあたります。

　この場合、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまいますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴すことができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

　なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

　また、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（２０３ページ参照）を用いて、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されます。

無償提供を受けた場合の記載例（会計帳簿：一部記載省略）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備　　考
２の１　寄附 (1)個人からの寄附	E野五郎 合計	1,100,000 1,100,000	○.1.10	事務所の無償提供
収　入　の　総　額		1,100,000		

会計計帳簿作成ソフトの
「収入・支出同額計上ボタン」
をクリック

自動的に**太字**部分を挿入

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備　考
項目	摘要				
２政治活動費 (6)その他の経費	**金銭以外のものによる寄附相当分** 合計	**1,100,000** 1,100,000	**○.1.10**	**E野五郎**	
支　出　の　総　額		1,100,000			

※　会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

無償提供を受けた場合の記載例（収支報告書）

（その７）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額												年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			十億			百万			千			円				
特 甲川一郎						1	0	0	0	0	0	0	○．２．１	東京都○○区○○町○○番地	衆議院議員	
A野次郎							5	0	0	0	0	0	○．10．１	大阪市○○区○○町○○番地	会社役員	
B野三郎							3	0	0	0	0	0	○．１．20	神戸市○○区○○町○○番地	会社員	
C山花子							3	0	0	0	0	0	○．９．20	東京都○○区○○町○○番地	公務員	
D野四郎						5	0	0	0	0	0	0	○．８．30	広島市○○区○○町○○番地	団体職員	遺贈
E野五郎						**1**	**1**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**○．１．10**	**東京都○○区○○町○○番地**	**自営業**	**事務所の無償提供**
この頁の小計						4	7	0	0	0	0	0				
その他の寄附							2	4	0	0	0	0				
合計						4	9	4	0	0	0	0				

事務所の無償提供による寄附を時価に換算して記載

（その15）

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分	その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）		
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
金銭以外のものによる寄附相当分						**1**	**1**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**○．１．10**	**E野五郎**	**東京都○○区○○町○○番地**	
この頁の小計						1	1	0	0	0	0	0				
その他の支出												0				
合計						1	1	0	0	0	0	0				

経理上の処理のため収入と同額を計上

第１５号様式（第９条関係）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額											年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要					百万			千			円		
その他の経費	**金銭以外のものによる寄附相当分**					**1**	**1**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**○．１．10**	**無償提供のため**
組織活動費	お祝い金						1	0	0	0	0	0	○．11．10	社会通念上領収書を徴しがたかったため
事務所費	電話料金							1	5	0	0	0	○．12．10	口座振替のため

政治団体の名称　甲乙会

会計責任者の氏名　乙川次郎

８．寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳（様式その８）の記載方法

⑴ 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間５万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載し、様式（その７）の記載方法に準じて記載して下さい。

なお、年間５万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても、必要に応じ報告しても差し支えありません。

⑵ 当該寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳については、様式（その２）に記載した「（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）」についての内訳であり、また、様式（その７）の「寄附の内訳」に記載された寄附のうち、あっせんによりされた寄附を「個人によるあっせん」、「法人その他の団体によるあっせん」、「政治団体によるあっせん」に分類して、当該様式（その８）に再掲するものです。

（その８）

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳													あっせん者の区分	個　　人		
寄附のあっせん者の氏名（団体にあっては、その名称）	金		十億			百万		千			円	提供年月日	集めた期間	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
Ａ田一郎							8	9	0	0	0	0	○.11.21	○.11.1～○.11.20	東京都○○区○○町○○番地	会社役員	
この頁の小計							8	9	0	0	0	0				
その他の寄附												0				
合計							8	9	0	0	0	0				

（その８）

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳													あっせん者の区分	法人その他の団体		
寄附のあっせん者の氏名（団体にあっては、その名称）	金		十億			百万		千			円	提供年月日	集めた期間	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
Ｂ株式会社						1	8	0	0	0	0	0	○.９.15	○.９.1～○.９.10	東京都○○区○○町○○番地	Ｂ田次郎	
この頁の小計						1	8	0	0	0	0	0				
その他の寄附												0				
合計						1	8	0	0	0	0	0				

（その８）

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳													あっせん者の区分	政　治　団　体		
寄附のあっせん者の氏名（団体にあっては、その名称）	金						額						提　供 年 月 日	集 め た 期　間	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			十億			百万			千			円					
C後援会							7	5	0	0	0	0	○．７．15	○．７．1～○．７．14	東京都○○区○○町○○番地	C田三郎	
この頁の小計							7	5	0	0	0	0					
その他の寄附												0					
合　計							7	5	0	0	0	0					

９．政党匿名寄附の内訳（様式その９）の記載方法

政党匿名寄附（２５ページ参照）については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町１丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町１丁目１番１号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載して下さい。なお、政党匿名寄附については、政党（政党支部も含む。）、政治資金団体のみに認められています。

（その９）

(9) 政党匿名寄附の内訳

政党匿名寄附を受けた場所	金額（十億 百万 千 円）	年月日	備考
東京都千代田区〇〇町１丁目〇〇駅前街頭	104100	〇. ３. 15	
東京都千代田区〇〇町１丁目１番地１号〇〇会館〇〇の間	75240	〇. 10. 10	
この頁の小計	179340		
合計	179340		

政党匿名寄附は、「政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体」に限り認められています。

10. 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その 10）の記載方法

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が 1,000 万円以上であるもの）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合（２５ページ参照）には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載して下さい。

(2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーの前年以前において収受されたものに係るその金額及び対価の支払をした者の数について「備考」欄に併せて記載して下さい。

(3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載して下さい。

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額（十億 百万 千 円）	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
山川一郎君を励ます会	1,200,000,000	304	○. 11. 28	東京都△△区△△町○○会館○○の間	
この頁の小計	1,200,000,000				
合計	1,200,000,000				

同一のパーティーについて前年にも収入がある場合には、その金額、支払者の人数を備考欄に記載して下さい。

【よくあるご質問】政治資金パーティー

Ｑ１　政治資金パーティーの収入が２年にまたがり、合計では1,000万円以上の収入になりましたが、それぞれの年の収入は、1,000万円を下回りました。この場合、特定パーティーにあたりますか。また、収支報告書に記載する上で留意すべきことはありますか。

Ａ１　特定パーティーであるかどうかは、各年の収入により判断するのではなく、一の政治資金パーティーの収入により判断されます。したがって、ご質問のような場合には（見込まれる場合も含めて）特定パーティーに該当します。

　なお、この場合、収支報告書には、前年分の収入金額、支払をした者の数を「備考」欄に記載して下さい。

Ｑ２　他の政治団体と共催で政治資金パーティーを開催したところ、単独の収入としては1,000万円未満でしたが、政治資金パーティー全体の収入は1,000万円以上となりました。この場合、特定パーティーにあたりますか。

Ａ２　Ａ１にあるように特定パーティーであるかどうかは、一の政治資金パーティーの収入により判断されますので、ご質問のような場合には（見込まれる場合も含めて）特定パーティーに該当します。

11. 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その 11）の記載方法

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が５万円（※）を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が特例上場日本法人であるときはその旨を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載して下さい。

また、政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載して下さい。なお、一の政治資金パーティーに係る５万円（※）以下の対価の支払についても、必要に応じ報告しても差し支えありません。

※　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

・　令和８年１２月３１日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入

・　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和８年１２月３１日以前に収受されたもの

については、「20 万円を超えるもの」となります。

(2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉として下さい。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

(3) 令和９年１月１日以降（※）、法人その他の団体からの対価の支払のうち、特例上場日本法人からの対価の支払については、「備考」欄に「特例上場日本法人」と記載して下さい。

※　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

（その11）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳					政治資金パーティーの名称	山川一郎君を励ます会	
					対価の支払をした者の区分	個　　人	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考		
A野次郎	100000	O.5.10	大阪市○○区○○町○○番地	会社役員			
B野三郎	80000	O.6.1	神戸市○○区○○町○○番地	会社員			
C山花子	1200000	O.7.10	東京都○○区○○町○○番地	公務員			
この頁の小計	1380000						
合計	1380000						

（その11）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳					政治資金パーティーの名称	山川一郎君を励ます会	
					対価の支払をした者の区分	法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考		
A株式会社	900000	O.5.10	東京都○○区○○町○○番地	A山太郎			
B株式会社	300000	O.6.1	東京都○○区○○町○○番地	B山花子			
Cホールディングス株式会社	1200000	O.7.10	東京都○○区○○町○○番地	C山次郎	特例上場日本法人		
この頁の小計	2400000						
合計	2400000						

（その11）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳													政治資金パーティーの名称	山川一郎君を励ます会	
													対価の支払をした者の区分	政治団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金						額					年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			十億			百万			千			円			
全国Ａ政治連盟						1	2	0	0	0	0	0	○．５．15	東京都○○区○○町○○番地	Ａ沢太郎	
Ｂ後援会							6	0	0	0	0	0	○．６．15	名古屋市○○区○○町○○番地	Ｂ沢次郎	
Ｃ政治経済調査会							9	0	0	0	0	0	○．６．22	福岡市○○区○○町○○番地	Ｃ沢三郎	
この頁の小計						2	7	0	0	0	0	0				
合計						2	7	0	0	0	0	0				

12. 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳（様式その 12）の記載方法

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計が５万円（※）を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、様式（その 11）の記載方法に準じて記載して下さい。

なお、一の政治資金パーティーに係る５万円（※）以下の対価の支払のあっせんについても、必要に応じ報告しても差し支えありません。

※　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

・　令和８年１２月３１日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入

・　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和８年１２月３１日以前に収受されたもの

については、「20 万円を超えるもの」となります。

（その12）

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳														政治資金パーティーの名称		山川一郎君を励ます会	
														対価の支払のあっせん者の区分		個　人	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金		十億			百万			千			円	提供年月日	集めた期間	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
甲山一夫							4	5	0	0	0	0	○．6．10	○．5．28～○．6．4	東京都○○区○○町○○番地	会社役員	
乙山三夫							9	0	0	0	0	0	○．6．15	○．6．1～○．6．10	名古屋市○○区○○町○○番地	会社役員	
この頁の小計						1	3	5	0	0	0	0					
合計						1	3	5	0	0	0	0					

13. 住所限定報告書（様式その７の２・様式その８の２・様式その 11 の２・様式その 12 の２）の記載方法

※　令和９年１月１日以後に提出される収支報告書から適用されます。

○　住所限定報告書とは、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書（オンラインではなく書面で提出されたもの）の記載内容と同一であるものをいいます。

○　収支報告書が書面により提出された場合において、住所限定報告書が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。

○　一方で、オンライン提出された収支報告書については、システム上の処理により、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限定した公表が行われます。

○　政党本部・政治資金団体・国会議員関係政治団体については、令和９年１月１日以降に提出する収支報告書からオンラインによる提出が義務付けられますので、国会議員関係政治団体等が住所限定報告書を作成・提出する必要はありません。

（参考）オンライン提出が義務化されていない政治団体において住所限定報告書を提出する場合の記載方法

⑴・　個人からの寄附の内訳（様式その７）

・　寄附のうち個人によってあっせんされたものの内訳（様式その８）

・　政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によって対価の支払が行われたものの内訳（様式その 11）

・　個人によって対価の支払のあっせんをされたものの内訳（様式その 12）

について、**それぞれ必要事項を記載した「住所限定報告書（様式その７の２・様式その８の２・様式その 11 の２・様式その 12 の２）」を併せて提出することができます。**

住所限定報告書を併せて提出した場合には、上記の各内訳について、様式（その７）・様式（その８）・様式（その 11）・様式（その 12）ではなく、住所限定報告書の内容が総務大臣又は都道府県選挙管理委員会からインターネットを利用する方法により公表されます。

⑵　「住所」欄以外については、それぞれ様式（その７）・様式（その８）・様式（その 11）・様式（その 12）と同一の内容を記載して下さい。

(3) 「住所」欄については、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、政令指定都市にあっては、区又は総合区。以下「市区町村」といいます。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあっては、当該外国の国名）に限り、記載して下さい。

（その７の２）

(7の2) 寄 附 の 内 訳													寄附者の区分	個　　人	
寄附者の氏名	金					額						年 月 日	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職　　業	備 考
			十億			百万			千			円			
特 山川一郎						3	0	0	0	0	0	0	○．２．１	東京都○○区	衆議院議員	
Ａ野次郎							5	0	0	0	0	0	○．10．１	大阪市○○区	会社役員	
Ｂ野三郎							3	0	0	0	0	0	○．１．20	神戸市○○区	会社員	
Ｃ山花子							3	0	0	0	0	0	○．９．20	東京都○○区	公務員	
Ｄ野四郎						5	0	0	0	0	0	0	○．８．30	広島市○○区	団体職員	遺贈
Ｅ野五郎						1	1	0	0	0	0	0	○．１．10	東京都○○区	自営業	事務所の無償提供
この頁の小計					1	0	2	0	0	0	0	0			
その他の寄附							2	4	0	0	0	0			
合　　計					1	0	4	4	0	0	0	0			

この様式は住所限定報告書（１２１～１２６ページを参照してください。）です。
収支報告書をオンラインで提出する場合は作成不要です。

【記載例】

（その８の２）

(8の2) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳					あっせん者の区分	個　　人
寄附のあっせん者の氏名	金額	提供年月日	集めた期間	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職業	備考
Ａ田一郎	89000	○. 11. 21	○. 11. 1～○. 11. 20	東京都○○区	会社役員	
この頁の小計	89000					
その他の寄附	0					
合計	89000					

この様式は住所限定報告書（１２１～１２６ページを参照してください。）です。
収支報告書をオンラインで提出する場合は作成不要です。

（その11の２）

（11の2）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称	山川一郎君を励ます会	
				対価の支払をした者の区分	個　　　人	
対価の支払をした者の氏名	金　　額（十億・百万・千・円）	年　月　日		住所（都道府県、郡及び市区町村名称に係る部分に限る。）	職　　業	備考
Ａ野次郎	100000	○．５．10		大阪市○○区	会社役員	
Ｂ野三郎	80000	○．６．１		神戸市○○区	会社員	
Ｃ山花子	1200000	○．７．10		東京都○○区	公務員	
こ　の　頁　の　小　計	1380000					
合　　　　計	1380000					

この様式は住所限定報告書（１２１～１２６ページを参照してください。）です。
収支報告書をオンラインで提出する場合は作成不要です。

（その12の２）

（12の2）政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳	政治資金パーティーの名称	山川一郎君を励ます会
	対価の支払のあっせん者の区分	個　　人

対価の支払をした者の氏名	金額	提供年月日	集めた期間	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職業	備考
甲山一夫	450000	○．６．10	○．5．28～○．6．4	東京都○○区	会社役員	
乙山三夫	900000	○．６．15	○．6．1～○．6．10	名古屋市○○区	会社役員	
この頁の小計	1350000					
合計	1350000					

（金額欄の桁表示：十億、百万、千、円）

この様式は住所限定報告書（１２１～１２６ページを参照してください。）です。
収支報告書をオンラインで提出する場合は作成不要です。

14. 支出の総括表（様式その 13）の記載方法

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載して下さい。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載して下さい。また、この額の内訳を様式（その 16）に記載して下さい。

(1) 経常経費

ア　人件費　　政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類

イ　光熱水費　　電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等

ウ　備品・消耗品費　　机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費

エ　事務所費　　事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

(2) 政治活動費

ア　組織活動費　　当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類

イ　選挙関係費　　選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類

ウ　機関紙誌の発行
　　その他の事業費

(ｱ)	機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
(ｲ)	宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
(ｳ)	政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
(ｴ)	その他の事業費	上記の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)以外の諸事業に要する経費

エ	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
オ	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
カ	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額											備考
			十億			百万			千			円	
1 経常経費												
(1) 人件費						1	7	9	4	0	0	0	
(2) 光熱水費							2	3	5	0	0	0	
(3) 備品・消耗品費							2	1	2	0	0	0	
(4) 事務所費						1	2	0	0	0	0	0	
小計						3	4	4	1	0	0	0	
2 政治活動費													
(1) 組織活動費						3	5	0	0	0	0	0	600,000円
(2) 選挙関係費						1	0	5	0	0	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						8	9	1	8	1	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費							9	6	0	0	0	0	
イ 宣伝事業費						1	4	2	4	1	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費						6	2	3	4	0	0	0	
エ その他の事業費							3	0	0	0	0	0	
(4) 調査研究費							1	0	5	0	0	0	
(5) 寄附・交付金							6	0	0	0	0	0	600,000円
(6) その他の経費						2	0	0	0	5	1	0	
小計					1	6	1	7	3	6	1	0	1,200,000円
合計					1	9	6	1	4	6	1	0	

備考欄には、金額欄に記載した金額のうち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の金額を記載して下さい。

15. 経常経費（様式その 14）の記載方法

(1) 人件費以外の経常経費については、１件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、

・　国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出

・　資金管理団体として指定されていた期間（ただし、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間。以下同じ。）に行った支出にあっては５万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を(3)の例により記載して下さい。

(2) 人件費以外の経常経費は、様式（その 13）の基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉として下さい。

(3) 「支出の目的」欄には、次のような例により具体的に記載して下さい。

光熱水費	「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」
備品・消耗品費	「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」
事務所費	「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」

(4) 「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が、

・　国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円以下の支出

・　資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては５万円未満の支出

を一括してその合計金額を記載して下さい。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）		項目別区分	光熱水費	
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気代（１２月分）	1500000	○. 1. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（１月分）	1500000	○. 2. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（２月分）	1500000	○. 3. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（３月分）	1400000	○. 4. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（４月分）	1400000	○. 5. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（５月分）	1600000	○. 6. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（６月分）	2000000	○. 7. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（７月分）	2100000	○. 8. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（８月分）	2100000	○. 9. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（９月分）	2000000	○. 10. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（１０月分）	1600000	○. 11. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
電気代（１１月分）	1400000	○. 12. 25	○○電力（株）	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	2010000				
その他の支出	0				
合計	2010000				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）		項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所机椅子等の購入	4050000	○. 3. 20	○○事務機器販売（株）	東京都○○区○○町○○番地	
ガソリン代（３月～６月分）	540054	○. 7. 10	○○石油販売（株）	東京都○○区○○町○○番地	
自動車修理代	7350000	○. 9. 27	○○自動車（株）	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	1680054				
その他の支出	7429466				
合計	9110000				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）					項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）				年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所の借料損料（２月分）	1,000,000				○．１．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（３月分）	1,000,000				○．２．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（４月分）	1,000,000				○．３．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（５月分）	1,000,000				○．４．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（６月分）	1,000,000				○．５．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（７月分）	1,000,000				○．６．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（８月分）	1,000,000				○．７．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（９月分）	1,000,000				○．８．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（１０月分）	1,000,000				○．９．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（１１月分）	1,000,000				○．10．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（１２月分）	1,000,000				○．11．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
事務所の借料損料（１月分）	1,000,000				○．12．25	○○不動産（株）	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	12,000,000							
その他の支出	5,427,46							
合計	17,427,46							

16. 政治活動費の内訳（様式その 15）の記載方法

(1) 政治活動費については、１件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、

・　国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出

・　国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載して下さい。

(2) 政治活動費は、様式（その 13）の基準により分類し、さらに費目ごとに、次の例のように適宜、小分類し、それぞれ別葉として下さい。

組織活動費	「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」
選挙関係費	「公認推薦料」、「陣中見舞」
機関紙誌の発行事業費	「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」
宣伝事業費	「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」
政治資金パーティー開催事業費	「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」
調査研究費	「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」
寄附・交付金	「寄附金」（※）、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」

(3) 記載の要領については、次のとおりです。

ア　「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載して下さい。

イ　「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載して下さい。

ウ　「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が、

・　国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円以下の支出

・　国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円未満の支出

を一括してその合計金額を記載して下さい。

※　令和８年１月１日以降、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書（政治資金規正法施行規則別記第 33 号様式「国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知」。次ページ参照。）で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名寄附をした日等を、併せて通知する必要があります。

なお、当該通知は書面により行うほか、電子署名を付したうえでメール等で当該政治団体に対して送信することも可能とされています。

【記載例】

第 33 号様式（第 24 条の３関係）

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和○年○月○日

政治団体の名称　○○政治研究会
代表者の氏名　甲川　太郎　殿

政治団体の名称　甲乙会
事務所の所在地　東京都○○区○○町○丁目○番地
代表者の氏名　山川　一郎　㊞

令和○年○月○日に貴団体に対して 5,000,000 円の寄附をしたため、政治資金規正法第 19 条の 16 の３第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1　上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。

2　上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。

3　上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分
☑政治資金規正法第 19 条の７第１項第３号以外に係る国会議員関係政治団体 □政治資金規正法第 19 条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体

（政治資金規正法第 19 条の７第１項第３号以外に係る国会議員関係政治団体の場合）

公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
（やまかわ　一郎） 山川　一郎	衆議院議員（現職）

4　本年において政治資金規正法第 19 条の 16 の３第１項各号のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となつたときは、同法第７条第２項の規定による届出をする必要がある。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費（組織対策費）		
支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パンフレット印刷代	十億 百万 千 円 7 4 0 0 0 0		○．１．15	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	7 4 0 0 0 0					
その他の支出	6 0 0 0 0					
合計	8 0 0 0 0 0					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費（大会費）		
支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状印刷代	十億 百万 千 円 1 5 0 0 0 0		○．８．15	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
資料印刷代	3 2 0 0 0 0		○．８．20	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
会場借上費	2 5 0 0 0 0		○．９．30	△△会館	東京都○○区○○町○○番地	
弁当代	4 5 0 0 0 0		○．９．30	××食堂（株）	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	7 6 5 0 0 0					
その他の支出	9 0 0 0 0					
合計	8 5 5 0 0 0					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費（推薦料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
推薦料	500,000	○.12.15	A川太郎	東京都○○区○○町○○番地	
推薦料	500,000	○.12.15	B川次郎	仙台市○○区○○町○○番地	
推薦料	500,000	○.12.15	C川三郎	京都市○○区○○町○○番地	
推薦料	500,000	○.12.15	D川四郎	大阪市○○区○○町○○番地	
推薦料	500,000	○.12.15	E川五郎	神戸市○○区○○町○○番地	
この頁の小計	2,500,000				
その他の支出	0				
合計	2,500,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費（陣中見舞）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	1,200,000				
合計	1,200,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費（甲機関誌原稿料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
原稿料	1,000,000円	○.1.15	F川太郎	千葉市○○区○○町○○番地	
原稿料	1,000,000円	○.7.15	G川次郎	大阪市○○区○○町○○番地	
この頁の小計	2,000,000円				
その他の支出	0円				
合計	2,000,000円				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費（甲機関誌印刷費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷費	1,500,000円	○.2.1	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
印刷費	1,500,000円	○.8.1	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	3,000,000円				
その他の支出	0円				
合計	3,000,000円				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費（ 甲機関誌発送費 ）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
発送費	100,000	○.2.10	○○運送	東京都○○区○○町○○番地	
発送費	100,000	○.8.10	○○運送	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費（ 乙機関雑誌原稿料 ）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	800,000				
合計	800,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費（ 乙機関雑誌印刷費 ）
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷費	700000	○．４．５	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
印刷費	700000	○．10．５	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	1400000				
その他の支出	0				
合計	1400000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	機関紙誌の発行事業費（ 乙機関雑誌発送費 ）
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
発送費	450000	○．４．10	○○運送	東京都○○区○○町○○番地	
発送費	450000	○．10．10	○○運送	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	900000				
その他の支出	0				
合計	900000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分	宣伝事業費（自動車購入・維持費）		
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円			
自動車購入費						1	0	0	0	0	0	0	○．3．10	○○自動車販売株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
自動車税環境性能割								1	0	0	0	0	○．3．10	○○税事務所	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計						1	0	1	0	0	0	0				
その他の支出							1	9	7	8	2	0				
合計						1	2	0	7	8	2	0				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分	宣伝事業費（ポスター作成費）		
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円			
印刷費							8	0	0	0	0	0	○．6　25	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
発送費							1	0	0	0	0	0	○．7　1	○○運送	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計							9	0	0	0	0	0				
その他の支出												0				
合計							9	0	0	0	0	0				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（ ○○パーティー ）	
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状印刷代	400,000	○．４．５	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
会場借上費	1,000,000	○．６．30	○○ホテル	東京都○○区○○町○○番地	
食事代	2,000,000	○．６．30	○○ホテル	東京都○○区○○町○○番地	
講師謝礼	500,000	○．６．30	○野○郎	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	3,900,000				
その他の支出	480,000				
合計	3,138,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（ 山川一郎君を励ます会 ）	
支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状印刷代	150,000	○．９．10	○○印刷株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
案内状発送代	200,000	○．10．15	日本郵便株式会社	東京都○○区○○町○○番地	
会場借上費	400,000	○．11．28	○○会館	東京都○○区○○町○○番地	
食事代	367,500	○．11．28	○○会館	東京都○○区○○町○○番地	
講師謝礼	500,000	○．11．28	△野△郎	さいたま市○○区○○町○○番地	
講師謝礼	500,000	○．11．28	×野×郎	横浜市○○区○○町○○番地	
この頁の小計	8,125,000				
その他の支出	350,000				
合計	8,160,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	その他の事業費（書籍販売業）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	520000				
合計	520000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	調査研究費（書籍購入費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	105000				
合計	105000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	調査研究費（翻訳代）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
Global Politicsの翻訳代	200,000円	○.5.15	○○翻訳（株）	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	500				
合計	200,500				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	寄附・交付金（支部交付金）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
支部交付金	200,000円	○.3.31	○○党□□支部	仙台市○○区○○町○○番地	
支部交付金	200,000	○.3.31	○○党△△支部	浜松市○○区○○町○○番地	
支部交付金	200,000	○.3.31	○○党××支部	広島市○○区○○町○○番地	
この頁の小計	600,000				
その他の支出	0				
合計	600,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分	その他の経費（ 借入金返済 ）		
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円			
借入金返済						2	0	0	0	0	0	0	○. 12. 10	甲銀行○○支店	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計						2	0	0	0	0	0	0			
その他の支出												0			
合計						2	0	0	0	0	0	0			

（その15）

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分	その他の経費（ 金銭以外のものによる寄附相当分 ）		
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円			
金銭以外のものによる寄附相当分						1	1	0	0	0	0	0	○. 1. 10	E野五郎	東京都○○区○○町○○番地	
この頁の小計						1	1	0	0	0	0	0			
その他の支出												0			
合計						1	1	0	0	0	0	0			

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Ｑ１　前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

Ａ１　収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

①　まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、
その分を支出に計上して下さい。

②　その後、電子マネーを利用した場合には、

・　当該支出相当分を支出に計上するとともに、

・　同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Ｑ２　なぜ、Ｑ１のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

Ａ２　政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

・　基本的に現金の流れを記載しつつ、

・　政治資金の収支の状況を明らかにする

という２つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Ｑ１①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このＱ１①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Ｑ１②の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（２０３ページ参照）を用いて、簡便に会計帳簿を作成することが可能で

す。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されます。

「Suica」などについては、次のＱ３をご覧下さい。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
２政治活動費 (6)その他の経費	電子マネーのチャージ	10,000	○.1.10	○○電子マネー運営会社	
	合計	10,000			
２政治活動費 (1)組織活動費	乗車券	300	○.1.20	○○旅客鉄道株式会社	電子マネーによる購入
	茶菓	200	○.1.30	○○（コンビニ）	電子マネーによる購入
(4)調査研究費	乗車券	500	○.2.10	○○旅客鉄道株式会社	電子マネーによる購入
	（略）				
	合計	10,000			
支　出　の　総　額		20,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック

（便宜上日付順で記載しています。）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
６その他の収入	**金銭以外のものによる支出相当分**	**300**	**○.1.20**	自動的に**太字**部分を挿入
	金銭以外のものによる支出相当分	**200**	**○.1.30**	
	金銭以外のものによる支出相当分	**500**	**○.2.10**	
	（略）			
	合計	10,000		
収　入　の　総　額		10,000		

差し引き　　10,000 の支出

※　会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Ｑ３　「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

Ａ３　収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

・　「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
・　現金でチャージし、
・　電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、１回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Ｑ１で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

・　基本的に現金の流れを記載しつつ、
・　政治資金の収支の状況を明らかにする

という２つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと考えられます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
２政治活動費 (6)その他の経費	Suicaチャージ	10,000	○.1.10	東日本旅客鉄道株式会社	
	合計	10,000			
支　出　の　総　額		10,000			

※　会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Ｑ１　クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

Ａ１　収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

①　まず、物品を購入した時点で、

・　当該支出相当分を支出に計上するとともに、

・　同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

②　その後、カード会社に支払った時点で、

その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Ｑ２　なぜ、Ｑ１のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

Ａ２　政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

・　基本的に現金の流れを記載しつつ、

・　政治資金の収支の状況を明らかにする

という２つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Ｑ１②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このＱ１②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Ｑ１①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（２０３ページ参照）を用いて、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されま

す。

また、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のＱ３・Ｑ４をご覧下さい。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
２政治活動費 (1)組織活動費 (3)機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ食事代 打ち合わせ用会議室借上費 合計	50,000 30,000 80,000	○.1.20 ○.1.25	○○(飲食店) ○○ホテル	クレジットカードによる購入 クレジットカードによる購入
２政治活動費 (6)その他の経費	クレジットカード代金支払い 合計	80,000 80,000	○.3.10	○○カード	
支出の総額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に**太字**部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日		備考
６その他の収入	**金銭以外のものによる支出相当分** **金銭以外のものによる支出相当分** 合計	**50,000** **30,000** 80,000	**○.1.20** **○.1.25**		
収入の総額		80,000			

差し引き　80,000の支出

※　会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Ｑ３　ＥＴＣカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

Ａ３　収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ＥＴＣカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

ＥＴＣカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
２　政治活動費 (6) その他の経費	ＥＴＣカード代金支払い 合計	80,000 80,000	○. 3. 10	○○カード	

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Ｑ４　ＥＴＣカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

Ａ４　収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（１５５ページ参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

・　現金と同等に広く利用されていること

・　クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること

から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年１０月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びＥＴＣカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えるので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

○クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。

○実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。

○なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考える。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
２政治活動費					
(1)組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H21.1.20	○○店	クレジットカードによる支払 H21.3.10　○○カード
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21.1.25	○○ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10　○○カード
	合計	80,000			

【よくあるご質問】海外でクレジットカードを利用した場合

Ｑ　海外でクレジットカードを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

Ａ　政治団体の判断により、以下の方法等により記載することが考えられます。

①　物品やサービス等を購入した時点での記載については、当該支出相当分を支出に計上する（金額欄には、カード会社に支払った金額を計上する）とともに、収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として支出と同額を計上して下さい。

　カード会社に支払った時点の記載については、カード会社に支払った分を支出に計上して下さい。

　なお、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨及びカード会社に支払った時点において適用された為替相場（「１ドル＝〇〇円で換算」等）を記載することが望ましいと考えられます。

②　簡易な記載方法（１５４ページ、Ｑ４参照）によるときは、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出の内訳を記載して下さい（金額欄には、カード会社に支払った金額を計上して下さい。）。

　実際の現金の流れを補足するため、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨、カード会社に支払った年月日、カード会社名及びカード会社に支払った時点において適用された為替相場（「１ドル＝〇〇円で換算」等）を記載することが望ましいと考えられます。

いずれにしても、

・　基本的に現金の流れを記載しつつ、

・　政治資金の収支の状況を明らかにする

という２つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと考えられます。

【よくあるご質問】資金前渡し及び立替払いによる場合

Q　政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合や、事務職員が立替払いで物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載すればよいですか。

A　お尋ねの場合は、資金前渡し及び物品購入相当分の精算のいずれも、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。

　したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は、物品購入時点を記載することとなります。

【よくあるご質問】「渡切りの方法」による「経費の支出」

Q　政治団体ができない「渡切りの方法」による「経費の支出」とは、どのような支出ですか。

A　一般論として、政治資金規正法第８条の２の２においては、「政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。」とされており、「渡切りの方法」による「経費の支出」について特段の定義はありませんが、令和６年の改正法の法案審議において、

①政治団体の役職員又は構成員に対する支出

②政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもの

③支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、精算や返納が不要なもの

といった性格を有するものを意味するとの考えが示されており、実態に応じて各政治団体において判断いただきたくべきものと考えております。

　なお、政治団体から総務省又は都道府県選管に提出される政治資金収支報告書や領収書等の写しの記載のみで、個々の支出が「渡切りの方法」によるものであるかについては、判断できないものと考えています。

17. 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（様式その 16）の記載方法

(1) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その 13）の分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載して下さい。なお、本部が支部に対して供与した交付金、支部が本部に対して供与した交付金の記載のみでなく、支部がその他の支部に対して供与した交付金がある場合も記載します。

(2) この様式（その 16）は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出を再掲するものです。

（その16）

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額（十億 百万 千 円）	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動費	200,000	○.２.１	○○党□□支部	仙台市○○区○○町○○番地	
組織活動費	200,000	○.２.１	○○党△△支部	浜松市○○区○○町○○番地	
組織活動費	200,000	○.２.１	○○党××支部	広島市○○区○○町○○番地	
寄附・交付金	200,000	○.３.31	○○党□□支部	仙台市○○区○○町○○番地	
寄附・交付金	200,000	○.３.31	○○党△△支部	浜松市○○区○○町○○番地	
寄附・交付金	200,000	○.３.31	○○党××支部	広島市○○区○○町○○番地	
この頁の小計	1,200,000				
合計	1,200,000				

・ 様式（その13）の備考欄に記載した金額の明細を記載して下さい。

・ なお、この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は作成不要です。

【よくあるご質問】本部支部交付金（支出）

Q　「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」とはどのようなものが対象になりますか。

A　組織対策のために支出されるもの（支出項目としては「組織活動費」）、選挙のために支出されるもの（支出項目としては「選挙関係費」）、特に使途を定めずに支出されるもの（支出項目としては「寄附・交付金」）などの同一の政治団体における

- 本部から支部への支出
- 支部から本部への支出
- 支部から他の支部への支出

が該当します。

18. 資産等の総括表（様式その 17）の記載方法

12 月 31 日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が 100 万を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が 100 万円を超える貸付金、支払われた金額が 100 万円を超える敷金、取得の価額が 100 万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が 100 万円を超える借入金をいう。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「「✓」を記入して下さい。

なお、有の「□」内に「✓」を記入した場合は、様式（その 18）に資産等の項目別の内訳を記入して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	☑	□	
キ　有価証券	☑	□	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☑	□	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

19. 資産等の項目別内訳（様式その 18）の記載方法

(1) 12 月 31 日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉として下さい。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

項　　目	記　　載　　事　　項		
	摘要欄 「記載例」	備考欄 「記載例」	金額欄 年月日欄
土地	所在 「東京都千代田区〇〇町 １丁目１番地１号」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物	所在 「東京都千代田区〇〇町 １丁目１番地１号」	床面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別 「東京都千代田区〇〇町 １丁目１番地１号（地上権）」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
取得の価額が１００万円を超える動産	品目 「自動車」、「絵画」、「応接セット」	数量	取得の価額 取得年月日
預金又は貯金 （普通預金、当座預金、普通貯金を除く。）	「残高」		残高 —
金銭信託	「金銭信託」		金銭の額 設定年月日
有価証券	種類 「国債」、「株式」、「社債」	銘柄及び数量 「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」	取得の価額 取得年月日

出資による権利	出資先 「甲合名会社」、 「乙合資会社」		金額 出資年月日
貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	貸付先 「甲野太郎」、 「乙政治団体」		残高 —
支払われた金額が１００万円を超える敷金	支払先 「甲野太郎」、 「乙株式会社」		敷金の金額 支払年月日
取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	種類 「ゴルフ場会員権」、 「スポーツクラブ会員権」	施設の名称 「甲カントリークラブ」、 「乙会員制スポーツクラブ」	取得の価額 取得年月日
借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	借入先 「甲銀行（乙支店）」		残高 —

(2) 記載事項のうち「取得の価額」などに不明なものがあった場合には、次の例により記載して下さい。

取得時期	項　　目	記載事項のうち不明なもの	不明な記載事項の記載方法「備考欄の記載例」
政治団体となった日（※）前	・土地 ・建物 ・建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ・動産 ・有価証券 ・施設の利用に関する権利	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日前の取得だが価額が不明。価額は取得時における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	設立日における時価に見積った金額 設立日 「設立日前の取得だが価額、年月日とも不明。年月日は設立日、価額は設立日における見積額。」
		取得年月日	― 「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
	・出資による権利 ・敷金	取得年月日	― 「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
政治団体となった日（※）から平成元年12月31日までの間	・土地 ・建物 ・建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ・動産 ・有価証券 ・施設の利用に関する権利	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額が不明。価額は平成５年１月１日における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	平成５年１月１日における時価に見積った金額 ― 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額、年月日とも不明。価額は平成５年１月１日における見積額。」

		取得年月日	― 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は〇年〇月〇日。」
	・出資による権利 ・敷金	取得年月日	― 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は〇年〇月〇日。」

※　「政治団体となった日」とは法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあっては、第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいいます。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳													項目別区分 動　産	
摘　要	金額												年月日	備考
			十億			百万			千			円		
絵画						1	2	0	0	0	0	0	S62. 5. 1	1点。設立日前の取得だが、価額、年月日とも不明。取得年月日は設立日、価額は設立日における見積額。
絵画						2	2	0	0	0	0	0		1点。設立日（S62.5.1）からH元.12.31までの間の取得だが、価額、年月日とも不明。価額はH5.1.1における見積額。
自動車						1	5	0	0	0	0	0	RO. 2. 1	1台

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳													項目別区分 金銭信託	
摘　要	金額												年月日	備考
			十億			百万			千			円		
金銭信託						2	0	0	0	0	0	0	RO. 12. 1	

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳													項目別区分　有価証券	
摘　　要	金											額	年 月 日	備　　考
			十億			百万			千			円		
国債						5	0	0	0	0	0	0	RO．５．１	○年５月１日発行10年国債（額面５百万円）

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳													項目別区分　敷　金	
摘　　要	金											額	年 月 日	備　　考
			十億			百万			千			円		
××不動産（株）						1	2	0	0	0	0	0	RO．５．１	

20. 不動産の利用の現況（様式その 19）の記載方法

(1) 12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」をいいます。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉として下さい。「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

なお、資金管理団体が不動産を取得し、又は保有することは、平成 19 年８月６日以後は同日前に取得したものなどを除き、禁止されています。

○「事務所の用」、「事務所以外の用」に使用している場合の共通事項

<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th colspan="2">記　　載　　例</th></tr>
<tr><th>摘要欄（所在を記載）</th><th>用途欄</th></tr>
<tr><td>土地</td><td rowspan="3">「東京都千代田区○○町
１丁目１番地１号」</td><td>○事務所の用に供している場合
「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」
○事務所以外の用に供している場合
「賃貸」、「無償貸与」</td></tr>
<tr><td>建物</td><td>○事務所の用に供している場合
「事務所」
○事務所以外の用に供している場合
「賃貸」、「無償貸与」</td></tr>
<tr><td>建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権</td><td>○事務所の用に供している場合
「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」
○事務所以外の用に供している場合
「賃貸」、「無償貸与」</td></tr>
</table>

○事務所以外の用に供している場合は下表の例により、追加して記載

<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th colspan="4">記　　載　　例</th></tr>
<tr><th>使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄</th><th>使用者ごとの用途欄</th><th>使用者ごとの使用面積欄</th><th>使用者ごとの使用の対価の価額欄</th></tr>
<tr><td>土地</td><td rowspan="3">「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」</td><td>「住居」、「事務所用以外の駐車場」</td><td rowspan="3">「100㎡」</td><td rowspan="3">「10万円／月」</td></tr>
<tr><td>建物</td><td>「住居」、「倉庫」</td></tr>
<tr><td>建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権</td><td>「住居」、「事務所用以外の駐車場」</td></tr>
</table>

(2)　「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数居るときにあっては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載して下さい。

(3)　「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しません。

(4)　12 月 31 日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しません。

（その19）

3　不動産の利用の現況

不動産の内訳			項目別区分　土　地		
摘　要	利用の現況				
	用　途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価格
東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	事務所（事務所用の駐車場を含む。）				

この様式は、資金管理団体以外の政治団体は不要です。

21. 宣誓書（様式その 20）の記載方法

(1)収支報告書については、１２月３１日までに作成された会計帳簿に沿って、その会計処理の実態に即して作成されるべきものであり、提出に際しては、「真実に相違ない」旨の宣誓書を提出する必要があります。

(2) 宣誓書の記載方法としては、様式（その１）の表題部に記載した「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」と同一の内容を記載します。

なお、政治団体の解散等に伴い提出する収支報告書の場合は、会計責任者だけでなく団体の代表者も提出義務者となっています。よって、「会計責任者の氏名」の他、様式（その１）の表題部に記載した「代表者の氏名」を記載する必要があります。

(3) 様式その 19 までの収支報告書と同様に、宣誓書についても、総務省の提供する収支報告書等作成ソフトで作成することができます。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し
2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇〇年３月１日

政治団体の名称　甲乙会

会計責任者の氏名　乙川次郎

解散等に伴い提出する収支報告書にあっては、
代表者の氏名も記載して下さい。

22. 領収書等を徴し難かった支出の明細書（第 15 号様式）の記載方法

(1) 領収書等を徴し難い事情があったときは、領収書等の写しに代えて、次の事項を記載した徴難明細書を提出する必要があります。

- 領収書等を徴し難い事情があった旨
- 支出の目的
- 金額
- 年月日

(2) 記載方法としては、「支出の目的」欄には、収支報告書の様式（その 13）の支出の項目別区分に従って分類・整理し、「項目」欄に当該支出項目名を記載して下さい。

「摘要」欄には、収支報告書の様式（その 14）又は様式（その 15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「電話料金」というように具体的に記載し、「領収書等を徴し難かった事情」には「口座振替のため」などと記載して下さい。

(3) 収支報告書と同様に、徴難明細書についても、総務省の提供する収支報告書等作成ソフトで作成することができます。

第１５号様式（第９条関係）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額									年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			百万			千			円		
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分			1	1	0	0	0	0	0	○．１．10	無償提供のため
組織活動費	お祝い金				1	0	0	0	0	0	○．11．10	社会通念上領収書を徴し難かったため
事務所費	電話料金					1	5	0	0	0	○．12．10	口座振替のため

政治団体の名称　甲乙会

会計責任者の氏名　乙川次郎

23. 振込明細書に係る支出目的書（第 16 号様式）の記載方法

(1) 領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、支出目的書と金融機関が作成した振込みの明細書（振込明細書）の写しをもって、徴難明細書に代えることができます。

(2) 記載方法としては、「項目」欄には、収支報告書の様式（その 13）の例により分類して記載して下さい。

「摘要」欄には、収支報告書の様式（その 14）又は様式（その 15）の「支出の目的欄」に記載した内容を記載するものとし、例えば「会場借上費」というように具体的に記載して下さい。

支出の目的ごとに別葉とし、「項目」が同じであっても「摘要」が異なる場合には、その異なる「摘要」ごとに別葉として下さい。

(3) 提出にあたっては、当該支出に係る振込明細書の写し（複写機により日本産業規格Ａ列四番の用紙に複写したものに限られます。）と併せて、「項目」ごとに分類して提出して下さい。

(4) 収支報告書と同様に、振込明細書に係る支出目的書についても、総務省の提供する収支報告書等作成ソフトで作成することができます。

※　振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、別途この様式により作成し、提出する必要はありません。

第１６号様式（第９条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支　　出　　の　　目　　的	
項　　目	摘　　要
組織活動費	会場借上料

政治団体の名称　甲乙会

24. 残高確認書（第 29 号様式）の記載方法

※　国会議員関係政治団体の令和８年分収支報告書及び令和９年解散分収支報告書から適用されます。

(1) 令和８年１月１日以降、国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

　そして、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の１２月３１日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

(2) 記載方法としては、毎年 12 月 31 日（解散等の場合には、その日）現在における保有する全ての預金又は貯金の口座の残高の額を記載して下さい。

(3) 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署して下さい。

(4) 残高確認書には、次のいずれかを添付して下さい。

- 預金又は貯金の残高を証する書面であって当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するもの（残高証明書）
- その他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類

※　残高確認書は、年の途中で国会議員関係政治団体になった場合や年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合も、作成する必要があります。

　また、残高確認書は収支報告書と併せて提出する必要はありませんが、収支報告書が公表された日から３年間保存が必要です。

【記載例】

第 29 号様式（第 15 条の２関係）

残高確認書

政治団体の名称　甲乙会
会計責任者の氏名　乙川　次郎　印

政治資金規正法第19条の11の２第１項の規定により、令和〇年１２月３１日における預金又は貯金の口座の残高の額について、次のとおり確認しました。

記

預金又は貯金の口座					残高の額											
金融機関名	支店名	預貯金の種別	口座番号	口座名義人			十億			百万			千			円
甲銀行	本店	普通	1234567	甲乙会					1	0	8	0	0	5	5	1
乙銀行	〇〇支店	当座	7654321	乙川次郎						4	5	2	6	0	0	0
合計									1	5	3	2	6	5	5	1

【よくあるご質問】「残高証明書」と「預金又は貯金の状況を示す書類」

Ｑ１　「預金又は貯金の状況を示す書類」とは、どのようなものですか。

Ａ１　以下の書類が考えられます。

・　翌年１月１日以降（※１）に記帳した預貯金通帳の写し（※２）

・　翌年１月１日以降（※１）に照会した入出金明細（12月31日が照会対象期間に含まれるものに限ります。）（及び現在残高の結果を示す書類）

※１　12月31日以前に記帳した預貯金通帳の写しや照会した入出金明細及び現在残高の結果については、その記帳・照会後から12月31日までの間に預貯金残高が変動している可能性があるため、12月31日における「国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類」としては適当ではありません。

※２　翌年１月１日以降に記帳したものであっても、同日以降の入出金記録がない場合には、預金通帳の写しに、

・　同日以降に記帳した旨

・　会計責任者の記名押印又は署名

を付記してください。

【よくあるご質問】「残高証明書」と「預金又は貯金の状況を示す書類」

Ｑ２　預貯金口座に当該国会議員関係政治団体以外の者が有する金銭があわせて保管されている場合、残高証明書等はどのように対応すればいいですか。

Ａ２　残高証明書等に、

・　内数及びそれが当該団体の残高の額である旨

・　会計責任者の記名押印又は署名

を付記する方法が考えられます。

　ただし、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額と一致することを正確に確認できるようにする観点から、国会議員関係政治団体が有する金銭を保管する預貯金口座については、当該団体以外の者が有する金銭を含めずに管理することが適切と考えられます。

Ｑ３　残高証明書の基準日は12月31日である必要がありますか。

Ａ３　12月31日現在の預貯金残高を証するための書面であるため、基準日は12月31日を指定して下さい。

Ｑ４　翌年への繰越しの金額が０円でも残高確認書は必要ですか。

Ａ４　預貯金口座の残高の額と一致しているかどうか、つまり、預貯金残高も０円であるかどうかを確認する必要があるため、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が０円であっても、残高確認書及び差額説明書（預貯金残高が０円でない場合（１８５ページ参照））は必要です。

Ｑ５　政治団体名義で口座を開設できないのですが、どうすればいいですか。

Ａ５　政治団体名義で口座を開設できない場合は、便宜上、代表者や会計責任者の個人名義の口座で開設し、当該団体が有する金銭を保管することが考えられます。

　ただし、その場合であっても、当該団体以外の者が有する金銭を含めずに管理することが適切と考えられます。

25. 差額説明書（第 30 号様式）の記載方法

※　国会議員関係政治団体の令和８年分収支報告書及び令和９年解散分収支報告書から適用されます。

(1) 残高確認書で、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

(2) 記載方法としては、「１と２の金額が一致しない理由」欄には、

・　〇年 12 月 31 日時点において、〇円の手持ち資金を現金で保有していたため。

・　〇件〇円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。

・　〇年 12 月〇日の事務職員の立替払いによる支出に係る精算が、翌年１月〇日になったため。

など具体的に記載して下さい。

(3) 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署して下さい。

※　差額説明書は、年の途中で国会議員関係政治団体になった場合や年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合も、作成する必要があります。

　また、差額説明書は収支報告書と併せて提出する必要はありませんが、収支報告書が公表された日から３年間保存が必要です。

【記載例】

第 30 号様式（第 15 条の２関係）

差額説明書

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称　　甲乙会
会計責任者の氏名　　乙川　次郎　㊞

政治資金規正法第19条の11の２第１項の規定による確認の結果、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額の合計額と一致しないため、同条第２項の規定により、その旨及びその理由を次のとおり説明します。

記

１　収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額

１５，７８２，６５１円

２　残高確認書に記載された残高の額の合計額

１５，３２６，５５１円

３　１と２の金額の差額

４５６，１００円

４　１と２の金額が一致しない理由（差額の理由）

・令和〇年１２月３１日時点において、５６，１００円の手持ち資金を現金で保有していたため。

・１０件４００，０００円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。

Ⅳ．政治資金監査

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人の政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

１．政治資金監査の対象となる政治団体

次の政治団体が、政治資金監査の対象となります。

①　１２月３１日現在で、国会議員関係政治団体である政治団体
（その年の途中で国会議員関係政治団体となった政治団体も含まれます。）

②　１２月３１日現在では、国会議員関係政治団体ではないもののその年の途中に国会議員関係政治団体であった政治団体
（その年に収入及び支出をともに計上していない場合でも、政治資金監査の対象となります。）

なお、①、②の政治団体について、年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合においては、その期間についても政治資金監査の対象となります。

２．登録政治資金監査人

登録政治資金監査人とは、政治資金監査を行う者として、弁護士、公認会計士、税理士のうち政治資金適正化委員会に登録された者をいいます。政治資金適正化委員会が行う政治資金に関する研修を修了した登録政治資金監査人が、政治資金監査を行うこととされています。

登録政治資金監査人の一覧は、総務省政治資金適正化委員会のホームページに掲載されていますので、登録政治資金監査人名簿への登録の有無及び研修修了の有無を確認してください。

なお、研修を修了していない登録政治資金監査人は、政治資金監査を行うことができないことにご注意ください。

また、登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできません。

① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」といいます。）

② 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者

③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者

④ 法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体（２号団体）にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。以下同じ。）又はその配偶者

⑤ 法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体（３号団体）にあっては、当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員又は３号団体関係国会議員の配偶者

⑥ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者

３．政治資金監査契約の締結

政治資金監査契約の締結については、総務省政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」のⅣ．３に以下のとおり記載されています。

5. 政治資金監査を受けるに当たっては、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。

6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。

7. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

なお、政治資金監査契約書において規定すべき事項については、同マニュアルのⅣ．４に記載されているのでご参照ください。

４．監査事項

登録政治資金監査人による政治資金監査は、次の５点について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。

① 会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること

② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること

③ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること

④ 徴難明細書、支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていること

⑤ 収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体の全ての支出が対象ですので収支報告書において明細の記載が必要とされていない人件費についても、監査の対象となります。

５．政治資金監査に向けた準備

政治資金監査において監査の対象となる次の書面を書面監査が行われる事務所において準備しておかなければなりません。

○ 収支報告書等の作成の際に基となる書面

- 会計帳簿
- 支出の明細書
- 領収書等（人件費についても対象となります。）
- 振込明細書（人件費についても対象となります。）
- 残高確認書
- 差額説明書（翌年への繰越しの金額が残高確認書の残高の額と一致しない場合に作成します。）

○　収支報告の際に提出すべき書面（政治資金監査までに作成すべきもの）

・　収支報告書

・　徴難明細書

・　支出目的書

政治資金監査は、年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合、その期間についても対象となり、その期間における政治団体の区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認が行われますが、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th></th><th>国会議員関係
政治団体</th><th>資金管理団体</th><th>その他の政治団体</th></tr>
<tr><td>会計帳簿</td><td colspan="3">全ての支出</td></tr>
<tr><td>支出の明細書</td><td colspan="3">全ての支出</td></tr>
<tr><td>領収書等</td><td>全ての支出</td><td colspan="2">１件５万円以上の支出</td></tr>
<tr><td>振込明細書</td><td>全ての支出</td><td colspan="2">１件５万円以上の支出</td></tr>
<tr><td>徴難明細書</td><td>全ての支出</td><td>人件費以外の経費で１件５万円以上の支出</td><td>経常経費以外の経費で１件５万円以上の支出</td></tr>
<tr><td>支出目的書</td><td>全ての支出</td><td>人件費以外の経費で１件５万円以上の支出</td><td>経常経費以外の経費で１件５万円以上の支出</td></tr>
<tr><td>収支報告書</td><td>人件費以外の経費で１件１万円を超える支出</td><td>人件費以外の経費で１件５万円以上の支出</td><td>経常経費以外の経費で１件５万円以上の支出</td></tr>
</table>

６．政治資金監査報告書

政治資金監査報告書の様式は、以下のとおりです。

政治資金監査報告書の交付を受けた際には、国会議員関係政治団体の名称及び代表者の氏名が正しく記載されているか、また、登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修修了年月日が漏れなく記載されているかを確認してください。

第 31 号様式(第 16 条関係)

政治資金監査報告書

令和　年　月　日

国会議員関係政治団体の名称

代　表　者　の　氏　名　　殿

登録政治資金監査人

登　録　番　号　第　　号

研 修 修 了 年 月 日　令和　　年　　月　　日

１　監査の概要

２　監査の結果

３　業務制限

(備考)

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が自署すること。

３　政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的 な指針に基づき、作成すること。

※　政治資金監査に関する以下の参考資料が総務省のホームページからダウンロードできますので、ご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_materials.html

・　「政治資金監査マニュアル（政治資金監査に関する具体的な指針）」
・　「政治資金監査報告書の記載例・様式」
・　「政治資金監査チェックリスト」
・　「政治資金監査報告書チェックリスト」
・　「政治資金監査に関するＱ＆Ａ」

＜その他政治資金監査に関するお問い合わせ先＞

総務省政治資金適正化委員会事務局（TEL：03-5253-5598（直通））

７．政治資金監査報告書の提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、登録政治資金監査人から交付された政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出しなければなりません。

また、令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書を提出するためには、登録政治資金監査人から電子署名を付与した政治資金監査報告書（電子データ）の交付を受けることが必要です。

【よくあるご質問】政治資金監査報告書のオンライン提出

Ｑ１　登録政治資金監査人は、必ず電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付しなければなりませんか。

Ａ１　令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

そのため、登録政治資金監査人は、会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書を提出できるよう、できる限り電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付することが望ましいです。

Ｑ２　政治資金監査報告書への電子署名には、どのような手続が必要でしょうか。

Ａ２　政治資金監査報告書への電子署名は、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上でマイナンバーカードを利用した「公的個人認証」や「税理士用電子証明書（税理士カード）」により付与することができます。

その際には、アプリのインストールやICカードリーダの準備が必要です（Androidスマホ利用者はスマホをICカードリーダとして利用可能です）。

（https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301）

【よくあるご質問】政治資金監査報告書のオンライン提出

Ｑ３　政治資金監査報告書の省令様式（政治資金規正法施行規則別記第31号様式）の（備考）において、「２　「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人が自署すること。」と記載されていますが、電子署名を付与した場合であっても、登録政治資金監査人の氏名を自署する必要はありますか。

Ａ３　電子署名が付与された政治資金監査報告書をオンラインにより提出する場合、法令上、登録政治資金監査人の氏名を自署する必要はありません。

　一方で、政治資金監査報告書（及び確認書）は、収支報告書と併せてインターネットを利用する方法により公表されるため、分かりやすさの観点から、登録政治資金監査人の氏名は記載するようにして下さい。

Ｑ４　登録政治資金監査人から交付された政治資金監査報告書について、会計責任者はどのように提出すればよいですか。

Ａ４　登録政治資金監査人から電子署名を付与した政治資金監査報告書が交付された場合には、会計責任者はオンラインにより政治資金監査報告書を提出する必要があります。

　登録政治資金監査人は、できる限り電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付することが望ましいですが、登録政治資金監査人が電子署名を付与することができないなどの理由により、政治資金監査報告書が書面により交付された場合には、会計責任者はその書面を郵送等により提出することになります。

Ｑ５　Ｑ４において会計責任者は、書面で交付された政治資金監査報告書をスキャンした電子データを提出することはできますか。

Ａ５　政治資金監査報告書は原本の提出が必要ですが、スキャンした電子データは原本ではなく写しとなるため、当該電子データでなく、書面により原本を提出してください。

Ⅴ．代表者による確認書制度

※　国会議員関係政治団体について、ア・イは令和８年１月１日から、ウ～オは令和８年分収支報告書から適用されます。

ア　収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

イ　会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければなりません。

・　会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
・　会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

ウ　会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

エ　代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、イによる確認の結果及びウによる説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。その際、次の事項に留意してください。（記載例（１９７ペー

ジ）も参照ください。）

・代表者の氏名を記載して下さい。

・会計責任者から説明を受けた日が複数ある場合には、当該日付を全て記入して下さい。

・上記のほか、特記すべき事項がある場合には記載して下さい。

※　確認書は、年の途中で国会議員関係政治団体になった場合や年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合も、作成する必要があります。

オ　確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、エにより交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

また、令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

会計責任者が収支報告書に確認書を添付してオンラインで提出するためには、代表者から電子署名を付与した確認書（電子データ）の交付を受けることが必要です。

※　解散分の収支報告書は、代表者と会計責任者が共同で作成・提出するものであるため、確認書を添付する必要はありません。

第 32 号様式（第 17 条の２関係）

確認書

私は、会計責任者である　乙 川 次 郎　から、令和〇年〇月〇日・同年〇月〇日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従つて作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第 19 条の 12 の３の規定に基づき随時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第 19 条の 14 の２第１項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従つて作成していることを確認しました。

確認が終了した日付（※）を記載して下さい。
※　政治資金監査報告書の日付～宣誓書の日付の間（同日含む）になるものと考えられます。

令和〇年〇月〇日
政治団体の名称　甲乙会
代表者の氏名　　山 川 一 郎

電子署名が付与された確認書を収支報告書に添付してオンラインで提出する場合、法令上、代表者の氏名を自署する必要はありませんが、分かりやすさの観点から、代表者の氏名は記載するようにして下さい 。

【よくあるご質問】代表者による確認書制度

Ｑ１　１９５ページの「イ　会計帳簿等に関する随時又は定期の確認」について、「随時又は定期」の具体的なタイミング・頻度を教えてください。

Ａ１　個々の国会議員関係政治団体によって収入・支出の時期や規模が異なるため、確認の時期や回数などについて特段の定めはありませんが、例えば、会計帳簿については毎月や四半期ごとといった形で「定期」的に確認を行うとともに、大口の収入があったときなどに「随時」に確認を行うことが考えられ、徴難明細書等は会計責任者が作成次第確認することもあり得ると考えられます。

Ｑ２　１９５ページの「ウ　会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明」について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、具体的にどのような説明を行えばいいのですか。

Ａ２　収入・支出等の記載の漏れや誤りなどがないことを含め、法の規定に従って作成されていることを、収支報告書の記載に沿って、必要に応じて会計帳簿や徴難明細書等も提示しながら説明することが考えられます。

【よくあるご質問】代表者による確認書制度

Ｑ３　１９５ページの「エ　代表者による確認書の交付」について、国会議員関係政治団体の代表者は、確認書の交付に際して、具体的にどのような確認を行えばいいのですか。また、代表者も会計帳簿と領収書等との突合作業などを行う必要はありますか。

Ａ３　代表者の確認については、法に規定する収支報告書の作成が、会計責任者により適正に履行されていることを確認することが基本となり、具体的には、

- 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難い場合の明細書、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること
- 収支報告書における収入及び支出の項目別の金額や総額が会計帳簿のそれと一致していること
- 収支報告書において、書面上明白な記載漏れや計算誤りがないこと
- 政治資金監査人による政治資金監査が実施されていること

といった事項の確認が考えられます。

代表者は、この確認を経た上で、会計責任者が法に従って収支報告書を作成していることを確認した旨を確認書に記載して、会計責任者にその確認書を交付することとなります。

なお、収支報告書の作成主体は会計責任者であり、政治資金監査人による政治資金監査を経ていることから、代表者の確認については、政治資金監査において実施済である

- 会計帳簿と領収書等の一つ一つの突き合わせ
- 会計帳簿と収支報告書の全ての記載の対応関係

等の確認をすることまでは求められていないと考えられます。

Ｑ４　政治資金規正法第１７条に基づき提出する解散分収支報告書について、解散した年分の確認書の添付は必要ですか。

Ａ４　政治資金規正法第１９条の１４の２においては、解散分収支報告書の提出時には確認書の添付は求められていません。

ただし、解散分収支報告書は、代表者及び会計責任者がともに提出義務者となっており、また、解散分収支報告書には真実の記載がされていることを誓う旨の宣誓書にも代表者が署名又は記名押印を行うことから、内容については代表者が確認している必要があります。

【よくあるご質問】代表者による確認書制度

Ｑ５　国会議員関係政治団体の代表者と会計責任者が同一人物である場合にも、収支報告書が法律の規定に従って作成されていることの説明、その確認、確認書の交付は行う必要があるのでしょうか。

Ａ５　同一人物である場合であっても、観念的には代表者・会計責任者双方の人格を有し、それぞれの法律上の義務を負うものであることから、法律に従い確認書の交付等を行う必要があります。

　また、補足的に、会計責任者の職務代行者など会計責任者を補佐する者から、収支報告書が法律の規定に従って作成されていることの説明を受け、その確認を行うことも考えられます。

【よくあるご質問】確認書のオンライン提出

Ｑ１　代表者は、必ず電子署名を付した確認書を会計責任者に交付しなければなりませんか。

Ａ１　令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

　そのため、国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者が収支報告書に確認書を添付してオンライン提出できるよう、できる限り電子署名を付与した確認書を会計責任者に交付することが望ましいです。

Ｑ２　確認書への電子署名には、どのような手続が必要でしょうか。

Ａ２　確認書への電子署名は、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上でマイナンバーカードを利用した「公的個人認証」により付与することができます。

　その際には、アプリのインストールやICカードリーダの準備が必要です（Androidスマホ利用者はスマホをICカードリーダとして利用可能です）。

（https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301）

Ｑ３　確認書の省令様式（政治資金規正法施行規則別記第32号様式）の（備考）において、「２　署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。」と記載されていますが、電子署名を付与した場合であっても、代表者の氏名を自署する必要はありますか。

Ａ３　電子署名が付与された確認書を収支報告書に添付してオンライン提出する場合、法令上、代表者の氏名を自署する必要はありません。

　一方で、確認書（及び政治資金監査報告書）は、収支報告書と併せてインターネットを利用する方法により公表されるため、分かりやすさの観点から、代表者の氏名は記載するようにして下さい。

【よくあるご質問】確認書のオンライン提出

Ｑ４　会計責任者は、代表者から交付された確認書について、収支報告書にどのように添付すればよいですか。

Ａ４　代表者から電子署名を付与した確認書が交付された場合には、会計責任者は総務省の政治資金関係申請・届出オンラインシステムを使用し、収支報告書に確認書を添付してオンライン提出する必要があります。

　代表者は、できる限り電子署名を付与した確認書を会計責任者に交付することが望ましいですが、代表者が電子署名を付与することができないなどの理由により、確認書が書面により交付された場合には、会計責任者はその書面を郵送等により提出することになります。

Ｑ５　Ｑ４において、会計責任者は、書面で交付された確認書をスキャンした電子データを収支報告書に添付してオンライン提出することはできますか。

Ａ５　確認書は原本の提出が必要ですが、スキャンした電子データは原本ではなく写しとなるため、当該電子データでなく、原本である書面を郵送等で提出してください。

Ⅵ．収支報告書等の提出

１．収支報告書等のオンライン提出に向けた事前準備

令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、国会議員関係政治団体の会計責任者はオンラインによる提出が義務付けられます。

オンライン提出には、総務省の提供する収支報告書等作成ソフトを利用して収支報告書を作成し、政治資金関係申請・届出オンラインシステムで提出いただく必要があります。

初めてオンライン提出する際は、マイナンバーカードを利用した電子申請（公的個人認証方式）又は書面による申請（ID・パスワード方式）が必要ですので、収支報告書の提出期限を踏まえ、時間的余裕をもって利用申請してください。

政治資金関係申請・届出オンラインシステム
総務省では、全ての政治団体が収支報告書のオンライン提出を行えるよう、政治資金関係申請・届出オンラインシステム（https://kyoudou.soumu.go.jp/）を開設しています。 また、自動計算機能やエラーチェック機能、寄附金控除書類の簡易作成機能を備えた収支報告書等作成ソフトも提供しています。 総務省が提供するソフトには、日々の会計データを入力することで会計帳簿を自動作成するとともに、それをもとに収支報告書も自動作成できる「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」と、収支報告書だけを直接作成する「収支報告書作成ソフト（単独使用）」の２種類があります。 ソフトのダウンロードには利用申請は不要ですが、収支報告書のオンライン提出には事前の利用申請が必要ですので、ご注意ください。

２．収支報告書等の提出期限

国会議員関係政治団体の会計責任者は、毎年１２月３１日現在でその年における全ての収入、支出、翌年への繰越しの金額及び資産等の状況について（これらの事項がないときはその旨）記載した収支報告書を翌年の５月３１日まで（１月１日から５月３１日までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、６月３０日まで）に提出しなければなりません。

この収支報告書を２年連続して提出していない政治団体は、提出期限を経過した日以後は、設立の届出をしていないものとみなされるため、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

収支報告書の提出期限

国会議員関係政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出期限は、以下のとおりです。

	国会議員関係政治団体（※１）	国会議員関係政治団体以外の政治団体
通常の場合（１２月３１日現在で提出する場合）	翌年５月末まで	翌年３月末まで
選挙の場合（※２）	翌年６月末まで	翌年４月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から６０日以内	解散等した日から３０日以内

（※１）収支報告書を作成すべき対象年において国会議員関係政治団体であったものを含みます。

（※２）翌年１月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいいます。

（※３）収支報告書の提出期限が土日祝日の場合は、次の平日が提出期限となります。

３．収支報告書と併せて提出を要する書面

収支報告書を提出する際には、次の書面を併せて提出する必要があります。

①　領収書等の写し

また、領収書等を徴し難かった支出がある場合は、次の②又は③の書面を作成し、併せて提出する必要があります。

②　徴難明細書（１７７ページ参照）

③　支出目的書及び振込明細書の写し（１７９ページ参照）

④　政治資金監査報告書（１９１ページ参照）

令和８年分収支報告書からは、以下の書面についても収支報告書に添付する必要があります。

⑤　確認書（１９７ページ参照。解散分収支報告書の提出時は添付不要です。）

①から③は、収支報告書に支出の明細の記載が必要とされる個々の支出を証するための書類ですので、併せて提出する際の基準は、収支報告書の明細の記載と同じ基準であり、国会議員関係政治団体については、原則として１件１万円超の支出（人件費以外）について、収支報告書と併せて提出が必要です。

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しについては、複写機により日本産業規格Ａ列四番の用紙に複写したものに限られています。

また、①及び③は、支出項目ごとに分類して収支報告書と併せて提出する必要があります。

４．収支報告書等の提出方法

収支報告書の提出方法は郵送・対面又はオンラインによる提出がありますが、令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、国会議員関係政治団体の会計責任者はオンラインにより、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

そのため、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」に ID・パスワードを入力のうえログインし、総務省の提供する収支報告書等作成ソフトにより作成した収支報告書を提出してください（「公的個人認証方式」により利用申請した場合は、会計責任者の電子署名が必要です）。

※　政治資金監査報告書の提出方法は１９３ページ、確認書の収支報告書への添付方法は１９６ページを参照ください。

一方で、収支報告書と併せて提出を要する書面（上記３）のうち、①～③につ

いては、オンラインによる提出が義務付けられていませんが、書面を郵送・対面で提出するほか、電子データをオンラインで提出することもできます。

※　オンラインによる提出方法の詳細は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の操作マニュアルを参照ください。

https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101_6_1

５．国会議員関係政治団体の解散に係る収支報告書等の提出

①　通常の解散等の場合

国会議員関係政治団体が解散等したときは、解散届とともに、解散等の日現在で収支報告書を作成し、政治資金監査を受けて、解散等の日から６０日以内に提出しなければなりません。また、添付書類は、３．と同じものとなります。

②　政治資金規正法第１７条第２項適用団体の解散の場合

収支報告書を２年連続して提出していない政治団体は、提出期限を経過した日以後は、法第１７条第２項の規定により、設立の届出をしていないものとみなされるため、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

法第１７条第２項適用団体が解散等の手続きをするときは、解散届とともに過去提出できなかった収支報告書及び解散等の日現在で作成した収支報告書を作成し、政治資金監査を受けて、これらを併せて提出して下さい。また、添付書類は、３．と同じものとなります。

なお、引き続き政治活動を行う場合には、解散等の手続きをしたうえで新たに政治団体の設立の手続きをすることになります。

※　令和９年１月１日以降に提出される解散分収支報告書（令和８年中に解散したもの等も含みます。）から、オンラインによる提出が義務付けられます。

Ⅶ. 会計帳簿等の保存義務等

収支報告書等の公表

・　政治団体から提出された収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書については、総務大臣又は都道府県選管において形式的な審査が行われた後、１１月３０日までにインターネットを利用する方法により公表されます。
・　また、政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、１２月３１日までにデータベースを用いて公表されます。
※　初年分（令和８年分）は、令和１０年４月１日までに公表が開始されます。
・　収支報告書の公表期間は３年間とされており、当該期間が終了すると、データベースによる公表も終了します。

１．会計帳簿等の保存義務

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の公表の日から３年間、次の文書を保存しなければなりません。

・　会計帳簿
・　明細書
・　領収書等
・　振込明細書
・　徴難明細書（人件費、人件費以外の経費で１件１万円以下の支出に係るもの）
・　支出目的書（人件費、人件費以外の経費で１件１万円以下の支出に係るもの）
・　資金管理団体の代表者が特定寄附をした場合は代表者からのその旨の通知
・　特例上場日本法人の会社からの通知を受けた場合はその通知
・　残高確認書
・　差額説明書（翌年への繰越しの金額が残高確認書の残高の額と一致しない場合に作成します。）

これらの文書は原本（紙）を保存する必要があり、スキャンした電子データを保存することはできません。

また、国会議員関係政治団体が解散等した場合においても、その時点の会計責任者に対して、これらの文書の保存義務が課されています。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体の会計責任者は、国会議員関係政治団体から寄附を受けた旨の通知を、資金管理団体の会計責任者は、特定寄附である旨の通知を保存する義務があります。

２．少額領収書等の写しの開示請求等への対応

収支報告書の公表のほか、次のような収支公開の制度等があります。

(1) 収支報告書等の閲覧及び写しの交付

何人も、収支報告書の公表の日から３年間、収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求を行うことができます。なお、総務大臣届出分については総務省ホームページにおいて閲覧が可能であり、また、ご自宅等のパソコンからプリントアウトすることも可能です。

（収支報告書の閲覧ページ）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/index.html

(2) 領収書等の写し（収支報告書に添付された１万円超のもの）の開示請求

何人も、情報公開法等に基づき、行政庁が保有する文書の一つとして収支報告書に併せて提出された１件１万円超の支出（人件費以外）に係る領収書等の写し、徴難明細書、支出目的書、振込明細書の写しについて開示請求を行うことができます。

(3) 少額領収書等（１万円以下の支出（人件費以外））の写しの開示請求

何人も、少額領収書等の写しについて、収支報告書の公表の日から３年間、法に基づき開示請求を行うことができます。

なお、「少額領収書等の写し」とは、収支報告書と併せて提出することを要しない１万円以下の支出に係る次の書面のうち人件費に係るもの以外のものをいいます。

- 国会議員関係政治団体が徴収・保存している領収書等及び振込明細書の写し
- 国会議員関係政治団体が作成・保存している徴難明細書及び支出目的書

(1)の「収支報告書等」、(2)の「領収書等の写し」が行政庁で保有している文書であるのに対し、「少額領収書等の写し」については行政庁で保有していませんので、国民から総務大臣又は都道府県選管に対する開示請求があって初めて、国会議員関係政治団体から行政庁への提出が必要となります。

(3)の開示請求があった場合、行政庁から国会議員関係政治団体に対し、少額領収書等の写しの提出命令がなされ、原則として、命令後２０日以内に行政庁に提出しなければなりません。

[少額領収書等の写しの開示の流れ]

① 開示請求者から総務大臣又は都道府県選管に開示請求。

② 総務大臣又は都道府県選管は、１０日以内に国会議員関係政治団体に提出命令を発出。

③ 国会議員関係政治団体は、提出命令があった日から、原則として、２０日以内に少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、総務大臣又は都道府県選管に対し、提出期間を相当の期間延長するよう求めることが可能。

④ 総務大臣又は都道府県選管は、少額領収書等の写しの提出があった日から、原則として、３０日以内に開示決定。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、３０日以内に限り開示決定までの期間を延長することが可能。また、少額領収書等の写しが著しく大量である場合は、開示決定までの期間を相当の期間延長し、段階的に開示決定を行うことも可能。

※ 国会議員関係政治団体が提出命令に反して少額領収書等の写しを提出しない場合は、当該政治団体の名称及び主たる事務所の所在地等をインターネット等で公表することとされています。

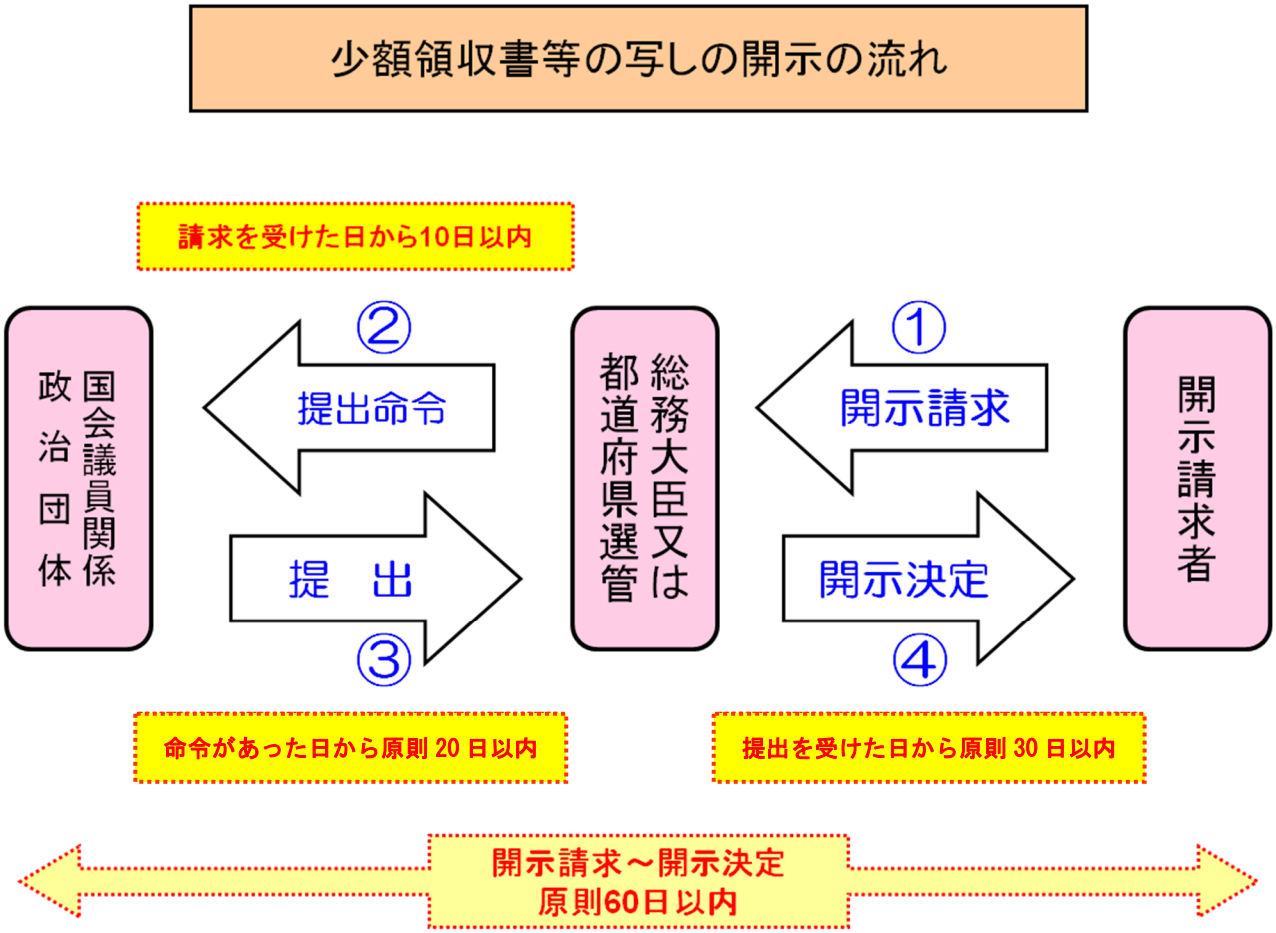

３．保存義務等の終了

収支報告書の公表の日から３年を経過すれば、１．の会計帳簿等の保存義務は終了します。

また、２．の開示請求等についても、収支報告書の公表の日から３年を経過する日まで請求できることとされていますので、原則として、同日後は請求できなくなります。なお、同日前であっても、解散等をした国会議員関係政治団体に関する少額領収書等の写しの開示請求はできないこととされています。

（参考）収支報告関係の罰則等

法は、政治団体に一定の届出義務を課し、その会計処理に一定の定めを設け、収支に関する報告を求め、政治資金の授受に関する一定の制限を課していますが、その履行を担保するために、罰則等を設けています。ここでは、会計処理、収支報告に関する罰則等をまとめています。

１．会計処理、収支報告等に関する罰則

法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違　反　の　内　容	罰　　則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	５年以下の拘禁刑又は １００万円以下の罰金
会計帳簿の備付け違反、不記載、虚偽記載（※１）	３年以下の拘禁刑又は ５０万円以下の罰金
明細書の不提出、不記載、虚偽記載（※１）	３年以下の拘禁刑又は ５０万円以下の罰金
領収書等の不徴収、不送付、虚偽記載（※１）	３年以下の拘禁刑又は ５０万円以下の罰金
会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、振込明細書、支出目的書の保存義務違反、これらへの虚偽記載（※１）	３年以下の拘禁刑又は ５０万円以下の罰金
収支報告書、添付文書、政治資金監査報告書の 不提出（※１、※２）	５年以下の拘禁刑又は １００万円以下の罰金
収支報告書、添付文書の不記載、虚偽記載（※１、※２）	５年以下の拘禁刑又は １００万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反（※３）	５０万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等（※３）	１００万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	３０万円以下の罰金

※１については、重過失の場合も含まれます。

※２については、代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは、５０万円以下の罰金に処せられます。

※３については、令和８年１月１日から適用されます。

２．公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査等に係るもの以外）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

①　拘禁刑に処せられた者
　　裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の５年間

②　罰金刑に処せられた者
　　裁判が確定した日から５年間

③　これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者
　　裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

３．収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

※　令和８年分収支報告書から適用されます。

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第１９９条の２から第１９９条の５まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされています。